

## 昭和四十四年政令第百五十八号

都市計画法施行令

内閣は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）及び都市計画法施行法（昭和四十三年法律第百一号）の規定に基づき、この政令を制定する。

### 目次

第一章 総則（第一条—第二条）

第二章 都市計画

第一節 都市計画の内容（第三条—第八条）

第二節 都市計画の決定等（第九条—第十八条）

第三章 都市計画制限等

第一節 開発行為等の規制（第十九条—第三十六条の二）

第一節 の二田園住居地域内における建築等の規制（第三十六条の三—第三十六条の九）

第一節 の三市街地開発事業等予定区域の区域内における建築等の規制（第三十七条—第三十八条の二）

第一節 地区計画の区域内における建築等の規制（第三十八条の四—第三十八条の七）

第四章 都市計画事業（第三十九条—第四十一条）

第一節 地域的転換利用促進地区内における土地利用に関する措置等（第三十九条—第三十八条の八—第三十八条の十）

第四節 遊休土地転換利用促進地区内における土地利用に関する措置等（第三十九条—第三十八条の八—第三十八条の十）

第五章 雜則（第四十一条—第四十六条）

第一章 総則  
（特定工作物）  
附則  
第一 章 総則  
（都市計画法（以下「法」という。）第四条第十一項の周辺の地域の環境の悪化をもたらすおそれがある工作物で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。  
一 アスファルトプラント  
二 クラッシャープラント  
三 危険物（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一百六条第一項の表の危険物品の種類の欄に掲げる危険物をいふ。）の貯蔵又は処理に供する工作物（石油パイプライン事業法（昭和四十七年法律第百五

五号）第五条第二項第一号に規定する事業用施設に該当するもの、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項第八号に規定する保管施設又は同項第八号の二に規定する船舶役務用施設に該当するもの、漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）第三条第二号ホに規定する補給施設に該当するもの、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）による公共の用に供する飛行場に建設される航空機給油施設に該当するもの、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第十六号に規定する電気事業（同項第二号に規定する小売電気事業及び同項第十五号の三に規定する特定卸供給事業を除く。）の用に供する同項第十八号に規定する電気工作物に該当するもの及びガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十三項に規定するガス工作物（同条第二項に規定するガス小売事業の用に供するものを除く。）に該当するものを除く。）。

法第四条第十一項の大規模な工作物で政令で定めるものは、次に掲げるもので、その規模が一ヘクタール以上のものとする。  
一 野球場、庭球場、陸上競技場、遊園地、動物園その他の運動・レジャー施設である工作物（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学を除く。）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の施設（第三十九条—第三十九条の十））  
二 游休土地転換利用促進地区内における土地利用に関する措置等（第三十九条—第三十八条の八—第三十八条の十）  
第三章 都市計画の内容

第一節 都市計画区域（大都市に係る都市計画区域）

第二節 都市計画の内容

第三節 法第七条第一項第二号の大都市に係る都市計画区域として政令で定めるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下単に「指定都市」という。）の区域の全部又は一部を含む都市計画区域（指定都市の区域の一部を含む都市計画区域においては、その区域内の人口が五十万未満であるものを除く。）とする。

（地域地区について都市計画に定める事項）

第四節 法第八条第三項第三号の政令で定める事項は、面積並びに特定街区、景観地区、風致地区、臨港地区、歴史的風土特別保存地区、第一種歴史的風土保存地区、第二種歴史的風土保存地区、緑地保全地域、特別緑地保全地区、流通業務地区及び伝統的建造物群保存地区については名称とする。

（促進区域について都市計画に定める事項）

第五節 法第十条の四第二項の政令で定める事項は、区域の面積とする。

（法第十一条第一項第十五号の政令で定める施設）

第六節 法第十二条第一項第十五号の政令で定める施設は、電気通信事業の用に供する施設又は防風、防火、防水、防雪、防砂若しくは防潮の施設とする。

（都市施設について都市計画に定める事項）

第七節 法第十二条第一項第十五号の政令で定める施設は、次の各号に掲げる施設について、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 道路、種別及び車線の数（車線のない道路である場合を除く。）その他の構造

二 駐車場、面積及び構造

三 自動車ターミナル又は公園、種別及び面積

四 都市高速鉄道又は法第十二条第一項第四号に掲げる都市施設、構造

五 空港、緑地、広場、運動場、墓園、汚物処理場、ごみ焼却場、ごみ処理場又は法第十二条第一項第五号から第七号までに掲げる都市施設、面積

六 下水道、排水区域、一団地の住宅施設、面積、建築物の建蔽率の限度、建築物の容積率の限度、住宅の低層、中層又は高層別の予定戸数並びに公共施設、公益的施設及び住宅の配置の方針

わたり次に掲げる条件のいずれかに該当していることとする。

一 住宅の用、事業の用に供する施設の用その他の用途に供されている場合には、その土地

又はその土地に存する建築物その他の工作物

（第三章第一節を除き、以下「建築物等」といふ。）の整備の状況等からみて、その土地

他の用途に供されている場合には、その土地

又はその土地に存する建築物その他の工作物

八 一団地の官公庁施設 面積、建築物の建蔽率の限度、建築物の容積率の限度並びに公共施設、公益的施設及び建築物の配置の方針
前項の種別及び構造の細目は、国土交通省令で定める。
第六条の二 法第十二条第三項の政令で定める都市施設は、次に掲げるものとする。
一 道路、都市高速鉄道、駐車場、自動車ターミナルその他の交通施設
二 公園、緑地、広場、墓園その他の公共空地
三 水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、汚物処理場、ごみ焼却場その他の供給施設又は処理施設
四 河川、運河その他の水路
五 一団地の都市安全確保拠点施設
六 電気通信事業の用に供する施設
七 防火又は防水の施設
（市街地開発事業について都市計画に定める事項）
第七条の二 法第十二条第二項の政令で定める事項は、施行区域の面積とする。
（市街地開発事業等予定区域について都市計画に定める事項）
第七条の三 法第十二条の四第二項の政令で定める事項は、区域の面積とする。
（地区施設）
第七条の四 法第十二条の五第一号イの政令で定める施設は、都市計画施設以外の施設である道路又は公園、緑地、広場その他の公共空地とする。
2 法第十二条の五第二項第一号ロの政令で定める施設は、避難施設、避難路又は雨水貯留浸透施設のうち、都市計画施設に該当しないものとする。（再開発等促進区又は開発整備促進区を定める地区計画において定める施設）
第七条の五 法第十二条の五第五項第一号の政令で定める施設は、道路又は公園、緑地、広場その他の公共空地とする。
第七条の六 法第十二条の五第七項第二号の建築物等に関する事項で政令で定めるものは、垣又はさくの構造の制限とする。

（地区計画の策定に関する基準）
第七条の七 地区計画を都市計画に定めるに足る都市施設
第六条の二 法第十二条第三項の政令で定める都市施設は、次に掲げるものとする。
一 道路、都市高速鉄道、駐車場、自動車ターミナルその他の交通施設
二 公園、緑地、広場、墓園その他の公共空地
三 水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、汚物処理場、ごみ焼却場その他の供給施設又は処理施設
四 河川、運河その他の水路
五 一団地の都市安全確保拠点施設
六 電気通信事業の用に供する施設
七 防火又は防水の施設
（市街地開発事業について都市計画に定める事項）
第七条の二 法第十二条第二項の政令で定める事項は、施行区域の面積とする。
（市街地開発事業等予定区域について都市計画に定める事項）
第七条の三 法第十二条の四第二項の政令で定める事項は、区域の面積とする。
（地区施設）
第七条の四 法第十二条の五第一号イの政令で定める施設は、都市計画施設以外の施設である道路又は公園、緑地、広場その他の公共空地とする。
2 法第十二条の五第二項第一号ロの政令で定める施設は、避難施設、避難路又は雨水貯留浸透施設のうち、都市計画施設に該当しないものとする。（再開発等促進区又は開発整備促進区を定める地区計画において定める施設）
第七条の五 法第十二条の五第五項第一号の政令で定める施設は、道路又は公園、緑地、広場その他の公共空地とする。
第七条の六 法第十二条の五第七項第二号の建築物等に関する事項で政令で定めるものは、垣又はさくの構造の制限とする。

（地区計画基準）
第八条 区域区分に關し必要な技術的基準は、次に掲げるものとする。
一 既に市街地を形成している区域として市街化区域に定める土地の区域は、相当地の人口及び人口密度を有する市街地その他の既成市街地として国土交通省令で定めるもの並びにこれに接続して現に市街化しつつある土地の区域のこと。
二 おおむね十年以内に優先かつ計画的に市街化を図るべき区域として市街化区域に定める土地の区域は、原則として、次に掲げる土地の区域を含まないものとすること。
イ 当該都市計画区域における市街化の動向並びに鉄道、道路、河川及び用排水施設の整備の見通し等を勘案して市街化することが不適当な土地の区域

（地区計画の策定に関する基準）
第七条の七 地区計画を都市計画に定めるに足る都市施設
第六条の二 法第十二条第三項の政令で定める都市施設は、次に掲げるものとする。
一 道路、都市高速鉄道、駐車場、自動車ターミナルその他の交通施設
二 公園、緑地、広場、墓園その他の公共空地
三 水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、汚物処理場、ごみ焼却場その他の供給施設又は処理施設
四 河川、運河その他の水路
五 一団地の都市安全確保拠点施設
六 電気通信事業の用に供する施設
七 防火又は防水の施設
（市街地開発事業について都市計画に定める事項）
第七条の二 法第十二条第二項の政令で定める事項は、施行区域の面積とする。
（市街地開発事業等予定区域について都市計画に定める事項）
第七条の三 法第十二条の四第二項の政令で定める事項は、区域の面積とする。
（地区施設）
第七条の四 法第十二条の五第一号イの政令で定める施設は、都市計画施設以外の施設である道路又は公園、緑地、広場その他の公共空地とする。
2 法第十二条の五第二項第一号ロの政令で定める施設は、避難施設、避難路又は雨水貯留浸透施設のうち、都市計画施設に該当しないものとする。（再開発等促進区又は開発整備促進区を定める地区計画において定める施設）
第七条の五 法第十二条の五第五項第一号の政令で定める施設は、道路又は公園、緑地、広場その他の公共空地とする。
第七条の六 法第十二条の五第七項第二号の建築物等に関する事項で政令で定めるものは、垣又はさくの構造の制限とする。

（地区計画の策定に関する基準）
第七条の七 地区計画を都市計画に定めるに足る都市施設
第六条の二 法第十二条第三項の政令で定める都市施設は、次に掲げるものとする。
一 道路、都市高速鉄道、駐車場、自動車ターミナルその他の交通施設
二 公園、緑地、広場、墓園その他の公共空地
三 水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、汚物処理場、ごみ焼却場その他の供給施設又は処理施設
四 河川、運河その他の水路
五 一団地の都市安全確保拠点施設
六 電気通信事業の用に供する施設
七 防火又は防水の施設
（市街地開発事業について都市計画に定める事項）
第七条の二 法第十二条第二項の政令で定める事項は、施行区域の面積とする。
（市街地開発事業等予定区域について都市計画に定める事項）
第七条の三 法第十二条の四第二項の政令で定める事項は、区域の面積とする。
（地区施設）
第七条の四 法第十二条の五第一号イの政令で定める施設は、都市計画施設以外の施設である道路又は公園、緑地、広場その他の公共空地とする。
2 法第十二条の五第二項第一号ロの政令で定める施設は、避難施設、避難路又は雨水貯留浸透施設のうち、都市計画施設に該当しないものとする。（再開発等促進区又は開発整備促進区を定める地区計画において定める施設）
第七条の五 法第十二条の五第五項第一号の政令で定める施設は、道路又は公園、緑地、広場その他の公共空地とする。
第七条の六 法第十二条の五第七項第二号の建築物等に関する事項で政令で定めるものは、垣又はさくの構造の制限とする。

災街区整備事業で施行区域の面積が三ヘクタールを超えるもの

(法第十五条第一項第七号の政令で定める市街地開発事業等予定区域)

**第十条の二** 法第十五条第一項第七号の広域の見地から決定すべき都市施設又は根幹的都市施設の予定区域として政令で定めるものは、法第十一条の二第一項第五号又は第六号に掲げる予定区域とする。

(法第十六条第一項の政令で定める事項)

**第十条の三** 法第十六条第二項の政令で定める事項は、地区計画等の案の内容となるべき事項の提示方法及び意見の提出方法とする。

(地区計画等の案を作成するに当たつて意見を求める者)

**第十条の四** 法第十六条第二項の政令で定める利害関係を有する者は、地区計画等の案に係る区域内の土地について対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権又は登記した先取特権、質権若しくは抵当権を有する者及びその土地若しくはこれららの権利に関する仮登記、その土地若しくはこれらの権利に関する差押えの登記又はその土地に関する買戻しの特約の登記の登記名義人とする。(特定街区に関する都市計画の案につき同意を要する者)

**第十一条** 法第十七条第三項(法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)の政令で定める利害関係を有する者は、当該特定街区の内に土地について所有権、建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権又は登記した先取特権、質権若しくは抵当権を有する者及びこれらの権利に関する差押えの登記又はその土地に関する買戻しの特約の登記の登記名義人とする。(遊休土地転換利用促進地区に関する都市計画の案につき意見を聽くべき者に係る権利)

**第十二条** 法第十八条第三項(法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)の国(利害)

該遊休土地転換利用促進地区内の土地に関する対抗要件を備えた地上権又は賃借権とする。

(国の利害に重大な関係がある都市計画)

で定める使用又は収益を目的とする権利は、当該の案において準用する場合を含む。の国(利害)

に重大的な関係がある政令で定める都市計画は、次に掲げるものに関する都市計画とする。

一 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(法第六条の二第二項第一号に掲げる事項及び同項第三号に掲げる事項のうち第三号から第五号までに掲げるものに関する都市計画の決定の方針に限る。)

二 区域区分

三 法第八条第一項第四号の二又は第九号から第十二号までに掲げる地域地区(同項第九号に掲げる地区にあっては港湾法第二条第二項の国際戦略港湾又は国際拠点港湾に係るもの、法第八条第一項第十二号に掲げる地区にあっては近郊緑地特別保全地区に限る。)

四 次に掲げる都市施設

イ 道路法第三条の高速自動車国道若しくは一般国道又は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成十六年法律第百号)第十二条第一項第四号に規定する首都高速道路若しくは阪神高速道路

ロ 都市高速鉄道

ハ 空港法第四条第一項第一号から第四号までに掲げる空港

ニ 国が設置する公園又は緑地

ホ 河川法第四条第一項に規定する一級河川

ロ 一団地の官公署施設

ハ 法第十二条の二第一項第五号に掲げる予定

イ 法第十二条の二第二項第五号に掲げる予定

ロ 五 法第十二条の二第二項第五号に掲げる予定

ハ 六 法第十二条の二第二項第五号に掲げる予定

イ 七 法第十二条の二第二項第五号に掲げる予定

ロ 八 法第十二条の二第二項第五号に掲げる予定

ハ 九 法第十二条の二第二項第五号に掲げる予定

イ 一〇 法第十二条の二第二項第五号に掲げる予定

ロ 一一 法第十二条の二第二項第五号に掲げる予定

ハ 一二 法第十二条の二第二項第五号に掲げる予定

イ 一三 法第十二条の二第二項第五号に掲げる予定

ロ 一四 法第十二条の二第二項第五号に掲げる予定

ハ 一五 法第十二条の二第二項第五号に掲げる予定

イ 一六 法第十二条の二第二項第五号に掲げる予定

ロ 一七 法第十二条の二第二項第五号に掲げる予定

ハ 一八 法第十二条の二第二項第五号に掲げる予定

イ 一九 法第十二条の二第二項第五号に掲げる予定

ロ 二〇 法第十二条の二第二項第五号に掲げる予定

ハ 二一 法第十二条の二第二項第五号に掲げる予定

イ 二二 法第十二条の二第二項第五号に掲げる予定

ロ 二三 法第十二条の二第二項第五号に掲げる予定

ハ 二四 法第十二条の二第二項第五号に掲げる予定

イ 二五 法第十二条の二第二項第五号に掲げる予定

ロ 二六 法第十二条の二第二項第五号に掲げる予定

ハ 二七 法第十二条の二第二項第五号に掲げる予定

イ 二八 法第十二条の二第二項第五号に掲げる予定

ロ 二九 法第十二条の二第二項第五号に掲げる予定

ハ 三〇 法第十二条の二第二項第五号に掲げる予定

く除く。)のうち、次に掲げるもの(これら

の事項が都道府県が定める地域地区の区

域その他国土交通省令で定める区域にお

いて定められる場合に限る。)

イ 建築物等の用途の制限

ロ 建築物の容積率の最高限度

ハ 再開発等促進区又は開発整備促進区

イ 地向上に開する都市計画において定

められた建築物の建蔽率を超えて定

められる場合に限る。)

イ 建築物の容積率の最高限度

ロ 建築物の容積率の最高限度

ハ 建築物の建蔽率の最高限度

イ 法第十二条の十一に規定する道路の

区域のうち建築物等の敷地として併せて

利用すべき区域及び当該区域内における

もの(これらの意匠の制限又は垣

若しくは柵の構造の制限以外のもの

計若しくはその区域の限界

六 法第十二条の十一に規定する道路の

区域のうち建築物等の敷地として併せて

利用すべき区域及び当該区域内における

もの(これらの意匠の制限又は垣

若しくは柵の構造の制限以外のもの

計若しくはその区域の限界

五 法第十二条の十一に規定する道路の

区域のうち建築物等の敷地として併せて

利用すべき区域及び当該区域内における

もの(これらの意匠の制限又は垣

若しくは柵の構造の制限以外のもの

計若しくはその区域の限界

四 法第十二条の十一に規定する道路の

区域のうち建築物等の敷地として併せて

利用すべき区域及び当該区域内における

もの(これらの意匠の制限又は垣

若しくは柵の構造の制限以外のもの

計若しくはその区域の限界

三 法第十二条の十一に規定する道路の

区域のうち建築物等の敷地として併せて

利用すべき区域及び当該区域内における

イ 建築物等の用途の制限

ロ 建築物の容積率の最高限度

ハ 一 歴史的風致維持向上地区計画の位置

イ 二 当該区域の土地利用に関する基本方

ロ 三 地域における歴史的風致の維持及び

ハ 四 建築物等に関する事項のうち、次に

五 再開発等促進区又は開発整備促進区

イ 一 地向上に開する法律(平成二十年法律第四十号)第三十一項第三項第二号に掲げる

ハ 二 地域の区域その他の都道府県が定め

三 地域における法律(平成二十一年法律第一号)規制する地区施設のうち道路(袋路

状のものを除く。)で幅員八メートル以上

のものの配置及び規模

四 建築物等に関する事項のうち、次に

五 再開発等促進区又は開発整備促進区

イ 一 地向上に開する法律(平成二十一年法律第一号)規制する地区施設のうち道路(袋路

状のものを除く。)で幅員八メートル以上

のものの配置及び規模

六 法第十二条の十一に規定する道路の

区域のうち建築物等の敷地として併せて

利用すべき区域及び当該区域内における

もの(これらの意匠の制限又は垣

若しくは柵の構造の制限以外のもの

計若しくはその区域の限界

七 法第十二条の十一に規定する道路の

区域のうち建築物等の敷地として併せて

利用すべき区域及び当該区域内における

もの(これらの意匠の制限又は垣

若しくは柵の構造の制限以外のもの

計若しくはその区域の限界

八 法第十二条の十一に規定する道路の

区域のうち建築物等の敷地として併せて

利用すべき区域及び当該区域内における

もの(これらの意匠の制限又は垣

若しくは柵の構造の制限以外のもの

計若しくはその区域の限界

九 法第十二条の十一に規定する道路の

区域のうち建築物等の敷地として併せて

利用すべき区域及び当該区域内における

もの(これらの意匠の制限又は垣

若しくは柵の構造の制限以外のもの

(幹線道路の沿道の整備に関する法律第九

音上必要な制限	音上必要な制限	音上必要な制限
建築物等の高さの最低限度	建築物等の高さの最低限度	建築物等の高さの最低限度
建築物の容積率の最高限度	建築物の容積率の最高限度	建築物の容積率の最高限度
建築物等の用途の制限	建築物等の用途の制限	建築物等の用途の制限
六 沿道再開発等促進区における建築物等に関する事項のうち、次に掲げるもの（亦に掲げるものにあつては、用途地域に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率を超えて定められる場合に限り）	六 沿道再開発等促進区における建築物等に関する事項のうち、次に掲げるもの（亦に掲げるものにあつては、用途地域に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率を超えて定められる場合に限り）	六 沿道再開発等促進区における建築物等に関する事項のうち、次に掲げるもの（亦に掲げるものにあつては、用途地域に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率を超えて定められる場合に限り）
イ 建築物の構造に関する防音上又は遮音の最低限度	イ 建築物の構造に関する防音上又は遮音の最低限度	イ 建築物の構造に関する防音上又は遮音の最低限度
ロ 建築物等の高さの最低限度	ロ 建築物等の高さの最低限度	ロ 建築物等の高さの最低限度
ハ 建築物等の容積率の最高限度	ハ 建築物等の容積率の最高限度	ハ 建築物等の容積率の最高限度
ホ 建築物等の用途の制限	ホ 建築物等の用途の制限	ホ 建築物等の用途の制限

（法第二十二条の二第一項の政令で定める規格）	（法第二十二条の二第一項の政令で定める規格）	（法第二十二条の二第一項の政令で定める規格）
ハ 一団地の住宅施設に関する都市計画における住宅の低層、中層若しくは高層別の予定戸数又は公共施設、公益的施設若しくは住宅の配置の方針の変更	ハ 一団地の住宅施設に関する都市計画における住宅の低層、中層若しくは高層別の予定戸数又は公共施設、公益的施設若しくは住宅の配置の方針の変更	ハ 一団地の住宅施設に関する都市計画における住宅の低層、中層若しくは高層別の予定戸数又は公共施設、公益的施設若しくは住宅の配置の方針の変更
イ 名称の変更	イ 名称の変更	イ 名称の変更
ロ 位置、区域、面積又は構造の変更	ロ 位置、区域、面積又は構造の変更	ロ 位置、区域、面積又は構造の変更
（法第二十二条の二第一項の政令で定める規格）	（法第二十二条の二第一項の政令で定める規格）	（法第二十二条の二第一項の政令で定める規格）

（法第二十二条の二第一項の政令で定める経過措置）	（法第二十二条の二第一項の政令で定める経過措置）	（法第二十二条の二第一項の政令で定める経過措置）
ハ 当該集落地区計画の目標その他当該集落地区計画の位置及び区域	ハ 当該集落地区計画の目標その他当該集落地区計画の位置及び区域	ハ 当該集落地区計画の目標その他当該集落地区計画の位置及び区域
二 建築物の容積率の最高限度	二 建築物の容積率の最高限度	二 建築物の容積率の最高限度
ホ 建築物等の用途の制限	ホ 建築物等の用途の制限	ホ 建築物等の用途の制限
（農林水産大臣への協議に係る土地の区域）	（農林水産大臣への協議に係る土地の区域）	（農林水産大臣への協議に係る土地の区域）

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
市街化区域	千平方メートル	ト化を防止するため千平方メートル未満	
区域区分三	千市街化の状況等に三百平方メートル以上	ト化を防止するため千平方メートル未満	
市街化区域	千市街化の状況等に三百平方メートル以上	ト化を防止するため千平方メートル未満	
第一欄	特に必要があるとトル未満	認められる場合	
第二欄	認められる場合	ト化を防止するため千平方メートル未満	
第三欄	ト化を防止するため千平方メートル未満	ト化を防止するため千平方メートル未満	
第四欄	ト化を防止するため千平方メートル未満	ト化を防止するため千平方メートル未満	

四 用排水機、取水施設等農用地の保全若しくは利用上必要な施設の管理の用に供する建築物又は索道の用に供する建築物  
 五 前各号に掲げるもののほか、建築面積が九十分方メートル以内の建築物  
 (適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がない公益上必要な建築物)

## 第二十一条 法第二十九条第一項第三号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

一 道路法第二条第一項に規定する道路又は道路運送法(昭和二十六年法律第八百八十三号)

第二条第八項に規定する一般自動車道若しくは専用自動車道(同法第三条第一号に規定する一般旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号))

第一条第八項に規定する一般自動車道若しくは専用自動車道(同法第三条第一号に規定する一般旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号))

二 河川法が適用され、又は準用される河川を構成する建築物

三 都市公園法第二条第二項に規定する公園施設である建築物

四 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第二条第一項に規定する鉄道事業若しくは同条第五項に規定する索道事業で一般の需要に応ずるもの用に供する施設である建築物又は軌道法(大正十年法律第七十六号)による軌道若しくは同法が準用される無軌条電車の用に供する施設である建築物

五 石油パイプライン事業法第五条第二項第二号に規定する事業用施設である建築物

六 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る)若しくは貨物自動車運送事業法第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業(同条第六項に規定する特別積合せ貨物運送をするものに限る)の用に供する施設である建築物又は自動車ターミナル法

七 港湾法第二条第五項に規定する港湾施設である建築物又は漁港及び漁場の整備等に関する法律第三条に規定する漁港施設である建築物

八 海岸法(昭和三十一年法律第一百一号)第二条第一項に規定する海岸保全施設である建築物

## 九 航空法による公共の用に供する飛行場に建築される建築物で当該飛行場の機能を確保するため必要なもの若しくは当該飛行場を利用する者の利便を確保するため必要なもの又は同法第二条第五項に規定する航空保安施設である建築物

十 気象、海象、地象又は洪水その他のこれに類する現象の観測又は通報の用に供する施設である建築物

十一 日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法(平成十七年法律第百号)第四条第二項第一号に掲げる業務の用に供する施設である施設である建築物

十二 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第一百二十条第一項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供する施設である建築物

十三 放送法(昭和二十五年法律第三百三十二号)第二条第一号に規定する基幹放送の用に供する放送設備である建築物

十四 電気事業法第二条第一項第十六条号に規定する電気事業(同項第一号に規定する小売電気事業及び同項第十五号の三に規定する特定卸供給事業を除く)の用に供する同項第十八号に規定する電気工作物を設置する施設である建築物又はガス事業法第二条第十三項に規定するガス工作物(同条第二項に規定するガス小売事業の用に供するものを除く)を設置する施設である建築物

十五 水道法第三条第二項に規定する水道事業若しくは同条第四項に規定する水道用水供給事業の用に供する同条第八項に規定する水道施設である建築物、工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)第二条第六項に規定する工業用水道施設である建築物又は下水道法第二条第三号から第五号までに規定する公共下水道、流域下水道若しくは都市下水路

十六 水害予防組合が水防の用に供する施設である建築物

十七 図書館法(昭和二十五年法律第一百十八号)第二条第一項に規定する図書館の用に供する施設である建築物又は博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第二条第一項に規定する博物館の用に供する施設である建築物

## 十九 国、都道府県及び市町村並びに独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が設置する職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十五条の七第三項に規定する公共職業能力開発施設並びに国及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が設置する同法第二十七条第一項に規定する職業能効開発総合大学校である建築物

二十 墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号)第二条第七項に規定する火葬場である建築物

二十一 と畜場法(昭和二十八年法律第一百四号)第三条第二項に規定すると畜場である建畜取扱場である建築物

二十二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)による公衆便所、し尿処理施設若しくはごみ処理施設である建築物又は化製場等に関する法律(昭和二十四年法律第百四十号)第一条第二項に規定する浄化槽である建築物

二十三 卸売市場法(昭和四十六年法律第三百五号)第四条第六項に規定する中央卸売市場若しくは同法第十三条第六項に規定する地方卸売市場の用に供する施設である建築物又は地方公共団体が設置する市場の用に供する施設である建築物

二十四 自然公園法第二条第六号に規定する公園事業又は同条第四号に規定する都道府県立自然公園のこれに相当する事業により建築される建築物

二十五 住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)第二条第一項に規定する住宅地区改良事業により建築される建築物

二十六 国、都道府県等(法第三十四条の二第一項に規定する都道府県等をいう)、市町村(指定都市等及び事務処理市町村を除き、特別区を含む。以下この号において同じ)又は市町村がその組織に加わつてゐる一部事務組合若しくは広域連合が設置する研究所、試験所その他の直接その事務又は事業の用に供する建築物で次に掲げる建築物以外のもの

二十七 学校教育法第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校又は同法第二百三十四条第一項に規定する各種学校の用に供する施設である建築物

二十八 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法(平成十一年法律第百七十六号)第十六条第一項第一号に掲げる業務の用に供する施設である建築物

二十九 国立行政法人水資源機構法(平成十四年法律第八十二号)第二条第二項に規定する水資源開発施設である建築物

三十 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法(平成十四年法律第六十一号)第十八条第一号から第四号までに掲げる業務の用に供する施設である建築物

三十一 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法(平成十四年法律第六百四十五号)第十五条第一号又は非

## 二十 児童福祉法(昭和二十二年法律第一百六十号)による家庭的保育事業、小規模保育事業若しくは事業所内保育事業、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)による社会福祉事業又は更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)による更生保護事業の用に供する施設である建築物

二十一 医療法(昭和二十三年法律第一百五号)第一条の五第一項に規定する病院、同条第二項に規定する診療所又は同法第二条第一号に掲げる業務の用に供する施設である建築物

二十二 宅宿舎(職務上常駐を必要とする職員のためのものその他これに準ずるものとして国土交通省令で定めるものを除く)で国土交通省令で定めるもの

二十三 第一条の五第一項に規定する病院、同条第二項に規定する診療所又は同法第二条第一号に掲げる業務の用に供する施設である建築物

二十四 第一条の五第一項に規定する病院、同条第二項に規定する診療所又は同法第二条第一号に掲げる業務の用に供する施設である建築物

二十五 第一条の五第一項に規定する病院、同条第二項に規定する診療所又は同法第二条第一号に掲げる業務の用に供する施設である建築物

二十六 第一条の五第一項に規定する病院、同条第二項に規定する診療所又は同法第二条第一号に掲げる業務の用に供する施設である建築物

二十七 第一条の五第一項に規定する病院、同条第二項に規定する診療所又は同法第二条第一号に掲げる業務の用に供する施設である建築物

二十八 第一条の五第一項に規定する病院、同条第二項に規定する診療所又は同法第二条第一号に掲げる業務の用に供する施設である建築物

二十九 第一条の五第一項に規定する病院、同条第二項に規定する診療所又は同法第二条第一号に掲げる業務の用に供する施設である建築物

三十 第一条の五第一項に規定する病院、同条第二項に規定する診療所又は同法第二条第一号に掲げる業務の用に供する施設である建築物

三十一 第一条の五第一項に規定する病院、同条第二項に規定する診療所又は同法第二条第一号に掲げる業務の用に供する施設である建築物

三十二 第一条の五第一項に規定する病院、同条第二項に規定する診療所又は同法第二条第一号に掲げる業務の用に供する施設である建築物

三十三 第一条の五第一項に規定する病院、同条第二項に規定する診療所又は同法第二条第一号に掲げる業務の用に供する施設である建築物

三十四 第一条の五第一項に規定する病院、同条第二項に規定する診療所又は同法第二条第一号に掲げる業務の用に供する施設である建築物

三十五 第一条の五第一項に規定する病院、同条第二項に規定する診療所又は同法第二条第一号に掲げる業務の用に供する施設である建築物

三十六 第一条の五第一項に規定する病院、同条第二項に規定する診療所又は同法第二条第一号に掲げる業務の用に供する施設である建築物

三十七 第一条の五第一項に規定する病院、同条第二項に規定する診療所又は同法第二条第一号に掲げる業務の用に供する施設である建築物

三十八 第一条の五第一項に規定する病院、同条第二項に規定する診療所又は同法第二条第一号に掲げる業務の用に供する施設である建築物

三十九 第一条の五第一項に規定する病院、同条第二項に規定する診療所又は同法第二条第一号に掲げる業務の用に供する施設である建築物

四十 第一条の五第一項に規定する病院、同条第二項に規定する診療所又は同法第二条第一号に掲げる業務の用に供する施設である建築物

四十一 第一条の五第一項に規定する病院、同条第二項に規定する診療所又は同法第二条第一号に掲げる業務の用に供する施設である建築物

四十二 第一条の五第一項に規定する病院、同条第二項に規定する診療所又は同法第二条第一号に掲げる業務の用に供する施設である建築物

四十三 第一条の五第一項に規定する病院、同条第二項に規定する診療所又は同法第二条第一号に掲げる業務の用に供する施設である建築物

四十四 第一条の五第一項に規定する病院、同条第二項に規定する診療所又は同法第二条第一号に掲げる業務の用に供する施設である建築物

(開発行為の許可を要しない通常の管理行為、  
軽易な行為その他の行為)

**第二十二条** 法第二十九条第一項第十一号の政令  
で定める開発行為は、次に掲げるものとする。

一 仮設建築物の建築又は土木事業その他の事  
業に一時的に使用するための第一種特定工作  
物の建設の用に供する目的で行う開発行為

二 車庫、物置その他これらに類する附属建築  
物の建築の用に供する目的で行う開発行為

三 建築物の増築又は特定工作物の増設で当該  
建築に係る床面積の合計又は当該増設に係る  
建築面積が十平方メートル以内であるものの  
用に供する目的で行う開発行為

四 法第二十九条第一項第二号若しくは第三号  
に規定する建築物以外の建築物の改築で用途  
の変更を伴わないもの又は特定工作物の改築  
の用に供する目的で行う開発行為

五 前号に掲げるもののほか、建築物の改築で  
当該改築に係る床面積の合計が十平方メートル  
以内であるものの用に供する目的で行う開  
発行為

六 主として当該開発区域の周辺の市街化調整  
区域に居住している者の日常生活のため必  
要な物品の販売、加工、修理等の業務を営む  
店舗、事業場その他これら業務の用に供す  
る建築物で、その延べ面積(同一敷地内に二  
以上の建築物を新築する場合においては、そ  
の延べ面積の合計。以下この条及び第三十五  
条において同じ)が五十平方メートル以内  
のもの(これらの業務の用に供する部分の延  
べ面積が全体の延べ面積の五十分の一以上  
のものに限る)の新築の用に供する目的  
で当該開発区域の周辺の市街化調整区域内に  
行う開発行為、その規模が百平方メートル  
以内であるもの

(法第二十九条第二項の政令で定める規模)  
**第二十二条の二** 法第二十九条第二項の政令で定  
める規模は、一ヘクタールとする。

(開発区域又は都市計画区域及び準都市計画区域  
行為の許可の規模要件の適用)  
**第二十二条の三** 開発区域が、市街化区域、区域  
区分が定められていない都市計画区域、準都市  
計画区域又は都市計画区域及び準都市計画区域  
外の区域のうち二以上の区域にわたる場合にお  
いては、法第二十九条第一項第一号の規定は、  
次に掲げる要件のいずれにも該当する開発行為  
について適用する。

一 当該開発区域の面積の合計が、一ヘクター  
ル未満であること。

二 市街化区域、区域区分が定められていない  
都市計画区域又は準都市計画区域のうち二以  
上の区域における開発区域の面積の合計が、  
当該開発区域に係るそれぞれの区域について  
第十九条の規定により開発行為の許可を要し  
ないこととされる規模のうち最も大きい規  
模未満であること。

三 市街化区域における開発区域の面積が、千  
平方メートル(第十九条第二項の規定が適用  
される場合にあつては、五百平方メートル)  
未満であること。(ただし、同条第一項ただし  
書の規定により都道府県の条例で別に規模が  
定められている場合にあつては、その規模未  
満であること)。

四 区域区分が定められない都市計画区域  
における開発区域の面積が、三千平方メート  
ル(第十九条第一項のただし書の規定により都  
道府県の条例で別に規模が定められている場  
合にあつては、その規模)未満であること。

五 準都市計画区域における開発区域の面積  
が、三千平方メートル(第十九条第一項ただ  
し書の規定により都道府県の条例で別に規模  
が定められている場合にあつては、その規  
模)未満であること。

六 市街化区域、区域区分が定めら  
れていなし都市計画区域又は準都市計画区域と  
わたりの場合においては、法第二十九条第二項の  
規定は、当該開発区域の面積の合計が一ヘクタ  
ール以上である開発行為について適用する。

(開発行為を行つて協議すべき者)

**第二十三条** 開発区域の面積が二十ヘクタール以  
上の開発行為について開発行為に係る規  
定は、当該開発区域の面積の合計が一ヘクタ  
ール以上である開発行為について適用する。

(開発行為を行つて協議すべき者)

**第二十四条** 法第三十三条第一項第十一号(法第  
三十五条の二第四項において準用する場合を含  
む)の政令で定める規模は、四十ヘクタール  
とする。

(申請者に自己の開発行為を行うために必要な  
資力及び信用がなければならない開発行為の規  
模)

**第二十四条の二** 法第三十三条第一項第十二号  
(法第三十五条の二第四項において準用する場  
合を含む)の政令で定める規模は、一ヘクタ  
ールとする。

一 当該開発区域内に居住することとなる者に  
関係がある義務教育施設の設置義務者  
と協議しなければならない。

二 当該開発区域を給水区域に含む水道法第三  
条第五項に規定する水道事業者

三 当該開発区域を供給区域に含む電気事業法  
第一条第一項第九号に規定する一般送配電事  
業者及び同項第一号の三に規定する配電事  
業者並びにガス事業法第二条第六項に規定す  
る一般ガス導管事業者

四 当該開発行為に関係がある鉄道事業法によ  
る鉄道事業者及び軌道法による軌道経営者  
(開発行為を行うのに適当でない区域)

**第二十三条の二** 法第三十三条第一項第八号(法  
第三十五条の二第四項において準用する場合を含  
む)の政令で定める開発行為を行うのに適  
当でない区域は、急傾斜地崩壊危険区域(急傾  
斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭  
和四四年法律第五十七号)第三条第一項の急  
傾斜地崩壊危険区域をいう。第二十九条の七及  
び第二十九条の九第三号において同じ。)とす  
る。

(樹木の保存等の措置が講ぜられるよう設計  
が定められなければならない開発行為の規模)

**第二十三条の三** 法第三十三条第一項第九号(法  
第三十五条の二第四項において準用する場合を含  
む)の政令で定める規模は、一ヘクタール未  
満であること。

五 準都市計画区域における開発区域の面積  
が、三千平方メートル(第十九条第一項ただ  
し書の規定により都道府県の条例で別に規  
模が定められている場合にあつては、その規  
模)未満であること。

六 市街化区域、区域区分が定めら  
れていなし都市計画区域又は準都市計画区域と  
わたりの場合においては、法第二十九条第二項の  
規定は、当該開発区域の面積の合計が一ヘクタ  
ール以上である開発行為について適用する。

(輸送の便等からみて支障がないと認められな  
ければならない開発行為の規模)

**第二十三条の四** 法第三十三条第一項第十号(法  
第三十五条の二第四項において準用する場合を含  
む)の政令で定める規模は、一ヘクタール未  
満であること。

(申請者に自己の開発行為を行うために必要な  
資力及び信用がなければならない開発行為の規  
模)

**第二十四条** 法第三十三条第一項第十一号(法第  
三十五条の二第四項において準用する場合を含  
む)の政令で定める規模は、四十ヘクタール  
とする。

(申請者に自己の開発行為を行うために必要な  
資力及び信用がなければならない開発行為の規  
模)

**第二十四条の二** 法第三十三条第一項第十二号  
(法第三十五条の二第四項において準用する場  
合を含む)の政令で定める規模は、一ヘクタ  
ールとする。

一 当該開発区域内に居住することとなる者に  
関係がある義務教育施設の設置義務者  
と協議しなければならない。

二 当該開発区域を給水区域に含む水道法第三  
条第五項に規定する水道事業者

三 当該開発区域を供給区域に含む電気事業法  
第一条第一項第九号に規定する一般送配電事  
業者及び同項第一号の三に規定する配電事  
業者並びにガス事業法第二条第六項に規定す  
る一般ガス導管事業者

合を含む)の政令で定める規模は、一ヘクタ  
ールとする。

(開発許可の基準を適用するについて必要な技  
術的細目)

**第二十五条** 法第三十三条第二項(法第三十五条  
の二第四項において準用する場合を含む)以下  
同じ)に規定する技術的細目のうち、法第三  
十三条第一項第二号(法第三十五条の二第四項  
において準用する場合を含む)に関するもの  
は、次に掲るものとする。

一 道路は、都市計画において定められた道路  
及び開発区域外の道路の機能を阻害すること  
なく、かつ、開発区域外にある道路と接続す  
る必要があるときは、当該道路と接続してこ  
れらの道路の機能が有效地に発揮されるよう  
に設計されていること。

二 予定建築物等の用途、予定建築物等の敷地  
の規模等に応じて、六メートル以上十二メー  
トル以下で国土交通省令で定める幅員(小区  
間で通行上支障がない場合は、四メートル)  
以上の幅員の道路が当該予定建築物等の敷地  
に接するように配置されること。ただし  
し、開発区域の規模及び形状、開発区域の周  
辺の土地の地形及び利用の態様等に照らし  
て、これによることが著しく困難と認められ  
る場合であつて、環境の保全上、災害の防止  
上、通行の安全上及び事業活動の効率上支障  
がないと認められる規模及び構造の道路で國  
土交通省令で定めるものが配置されていると  
きは、この限りでない。

三 市街化調整区域における開発区域の面積が  
二十ヘクタール以上の開発行為(主として第  
二種特定工作物の建設の用に供する目的で行  
う開発行為を除く。第六号及び第七号におい  
て同じ。)にあつては、予定建築物等の敷地  
から二百五十メートル以内の距離に幅員十二  
メートル以上の道路が設けられていること。

四 開発区域内の主要な道路は、開発区域外の  
道路の状況によりやむを得ないと認められる  
ときは、車両の通行に支障がない道路に接  
続していること。

五 開発区域内の幅員九メートル以上の道路(開  
発区域の周辺の歩车道が分離されていること。  
は、歩车道が分離されることは、

六 開発区域の面積が〇・三ヘクタール以上五  
ヘクタール未満の開発行為にあつては、開発

区域に、面積の合計が開発区域の面積の三八・一セント以上の公園、緑地又は広場が設けられていること。ただし、開発区域の周辺に相当規模の公園、緑地又は広場が存する場合、予定建築物等の用途が住宅以外のものであり、かつ、その敷地が一である場合等開発区域の周辺の状況並びに予定建築物等の用途及び敷地の配置を勘案して特に必要がないと認められる場合は、この限りでない。

七 開発区域の面積が五ヘクタール以上の開発行為にあつては、国土交通省令で定めるところにより、面積が一箇所三百平方メートル以上であり、かつ、その面積の合計が開発区域の面積の三八・一セント以上の公園（予定建築物等の用途が住宅以外のものである場合は、公園、緑地又は広場）が設けられていること。

八 消防に必要な水利として利用できる河川、池沼その他の水利が消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第二十条第一項の規定による勧告に係る基準に適合していない場合において設置する貯水施設は、当該基準に適合しているものであること。

第二十六条 法第三十三条第二項に規定する技術的細目のうち、同条第一項第七号（法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）に関するものは、次に掲げるものとする。

一 開発区域内の排水施設は、国土交通省令で定めることにより、開発区域の規模、地形、予定建築物等の用途、降水量等から想定される污水及び雨水を有効かつ適切に排出することができるよう、管渠の勾配及び断面積が定められていること。

二 開発区域内の排水施設は、放流先の排水能力、利水の状況その他の状況を勘案して、開発区域の下水を有効かつ適切に排出することができるように、下水道、排水路その他の排水施設又は河川その他の水域若しくは海域に接続していること。この場合において、放流先の排水能力によりやむを得ないと認められるときは、開発区域内において一時雨水を貯留する遊水池その他の適当な施設を設けることを妨げない。

三 雨水（処理された污水及びその他の汚水でこれと同程度以上に清浄であるものを含む。）以外の下水は、原則として、暗渠によつて排出することができるよう定められていること。

第二十七条 主として住宅の建築の用に供する目的で行なう二十ヘクタール以上の開発行為については、当該開発行為の規模に応じ必要な教育施設、医療施設、交通施設、購買施設その他の公益的施設が、それぞれの機能に応じ居住者の有効な利用が確保されるような位置及び規模で配置されなければならない。ただし、周辺の状況により必要がないと認められるときは、この限りでない。

第二十八条 法第三十三条第二項に規定する技術的細目のうち、同条第一項第七号（法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）に関するものは、次に掲げるものとする。

一 地盤の沈下又は開発区域外の地盤の隆起が生じないように、土の置換え、水抜きその他措置が講ぜられること。

二 開発行為によつて崖が生じる場合には、崖の上端に続く地盤面には、特別の事情がない限り、その崖の反対方向に雨水その他の地表水が流れるように勾配が付されていること。

三 切土をする場合において、切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないように、地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留めの設置、土の置換えその他の措置が講ぜられていること。

四 盛土をする場合には、盛土に雨水その他の地表水又は地下水の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないように、おおむね三十七センチメートル以下の厚さの層に分けて土を盛り、かつ、その層の土を盛るごとに、これをローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固めるとともに、必要に応じて地滑り抑止ぐい等の設置その他の措置が講ぜられていること。

五 著しく傾斜している土地において盛土をする場合には、盛土する前の地盤と盛土とが接する面が滑り面とならないように、段切りその他の措置が講ぜられていること。

第二十九条 第二十五条から前条までに定めるもののほか、道路の勾配、排水の用に供する管渠の耐水性等法第三十三条第一項第二号から第四号まで及び第七号（これらの規定を法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）に規定する施設の構造又は能力に關して必要な技術的細目は、国土交通省令で定める。（条例で技術的細目において定められた制限を強化し、又は緩和する場合の基準）

第二十九条の二 法第三十三条第三項（法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）

があるときは、開発区域内の地下水を有効かつ適切に排出することができるよう、国土交通省令で定める排水施設が設置されていること。

一 第二十五条第二号、第三号若しくは第五号から第七号まで、第二十七条、第二十八条规定の細目（うち、同条第一項第九号、法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）に規定するものは、次に掲げるものとする。

一 高さが十メートル以上の健全な樹木又は国土交通省令で定める規模以上の健全な樹木の集団については、その存する土地を公園又は緑地として配置する等により、当該樹木又は樹木の集団の保存の措置が講ぜられていること。ただし、当該開発行為の目的及び法第三十三条第一項第二号から二まで（これらの規定を法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）に掲げる事項と当該樹木又は樹木の集団の位置などを勘案してやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

二 高さが一メートルを超える切土又は盛土が行われ、かつ、その切土又は盛土をする土地の面積が千平方メートル以上である場合に、当該切土又は盛土を行なう部分（道路の路地部その他の植栽の必要がないことが明らかな部分及び植物の生育が確保される部分を除く。）について表土の復元、客土、土壤の改良等の措置が講ぜられていること。

三 第二十五条第三号の技術的細目に定められた制限の強化は、歩車道を分離すべき道路の幅員の最低限度について、十二メートル（小区間で通行上支障がない場合は、六メートル）を超えない範囲で行なうこと。

四 第二十五条第五号の技術的細目に定められた制限の強化は、歩車道を分離すべき道路の幅員の最低限度について、五・五メートルを下らない範囲で行なうこと。

五 第二十五条第六号の技術的細目に定められた制限の強化は、次に掲げるところによるものであること。

イ 設置すべき公園、緑地又は広場の数又は主として住宅の建築の用に供する目的で行なう開発行為において設置すべき施設の種類を、公園に限定すること。

ロ 設置すべき公園、緑地又は広場の数又は合計の開発区域の面積に対する割合の最低限度について、六パーセントを超えない範囲で、開発区域及びその周辺の状況並びに予定建築物等の用途を勘案して特に必要があると認められる場合に行なうこと。

ハ 設置すべき公園、緑地若しくは広場の数若しくは一箇所当たりの面積の最低限度について、六パーセントを超えない範囲で、開発区域及びその周辺の状況並びに予定建築物等の用途を勘案して特に必要があると認められる場合に行なうこと。

六 第二十五条第七号の技術的細目に定められた制限の強化は、国土交通省令で定めるところにより、設置すべき公園、緑地若しくは広場の数若しくは一箇所当たりの面積の最低限度又はそれらの面積の合計の開発区域の面積に対する割合の最低限度（六パーセントを超えない範囲に限る。）について行なうものであること。

七 第二十七条の技術的細目に定められた制限の強化は、二十ヘクタール未満の開発行為においてもごみ収集場その他の公益的施設が特

に必要とされる場合に、当該公益的施設を配置すべき開発行為の規模について行うものであること。

#### 八 第二十八条第二号から第六号までの技術的細目に定められた制限の強化は、その地方の

気候、風土又は地勢の特殊性により、これらの規定のみによつては開発行為に伴う崖崩れ又は土砂の流出の防止の目的を達し難いと認められる場合に行うものであること。

#### 九 第二十八条の二第一号の技術的細目に定められた制限の強化は、保存の措置を講ずべき樹木又は樹木の集団の要件について、優れた自然的環境の保全のため特に必要があると認められる場合に行うものであること。

#### 十 第二十八条の二第二号の技術的細目に定められた制限の強化は、表土の復元、客土、土壤の改良等の措置を講ずべき切土若しくは盛土を

する土地の面積の最低限度について行うものであること。

#### 十一 第二十八条の三の技術的細目に定められた制限の強化は、配置すべき緩衝帯の幅員の

最小限度について、二十メートルを超えない範囲で国土交通省令で定める基準に従い行うものであること。

#### 十二 前条に規定する技術的細目に定められた制限の強化は、次に掲げるものであること。

第一第二十五条第二号又は第六号の技術的細目

に定められた制限について、環境の保全、災害の防止及び利便の増進上支障がない範囲で行うものであること。

#### 二 第二十五条第二号の技術的細目に定められた制限の緩和は、既に市街地を形成している区域内で行われる開発行為において配置すべき道路の幅員の最低限度について、四メートル（当該道路と一体的に機能する開発区域の周辺の道路の幅員が四メートルを超える場合には、当該幅員）を下らない範囲で行うこと。

三 第二十五条第六号の技術的細目に定められた制限の緩和は、次に掲げるところによるものであること。イ 開発区域の面積の最低限度について、一ヘクタールを超えない範囲で行うこと。

ロ 地方公共団体その他の者が開発区域の周辺に相当規模の公園、緑地又は広場の設置を予定している場合に行うこと。

（条例で建築物の敷地面積の最低限度に関する基準を定める場合の基準）

#### 第二十九条の三 法第三十三条第四項（法第三十条の二第四項において準用する場合を含む。）

の政令で定める基準は、建築物の敷地面積の最低限度が二百平方メートル（市街地の周辺その他良好な自然的環境を形成している地域においては、三百平方メートル）を超えないこととする。

（景観計画に定められた開発行為についての制限の内容を条例で開発許可の基準として定める場合の基準）

#### 第二十九条の四 法第三十三条第五項（法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）

の政令で定める基準は、次に掲げるものとする。

#### 一 切土若しくは盛土によって生じる法の高さの最高限度、開発区域内において予定される建築物の敷地面積の最低限度又は木竹の保全若しくは適切な植栽が行われる土地の面積の最低限度にに関する制限を、良好な景観の形成を図るために必要な限度を超えない範囲で行うものであること。

二 切土又は盛土によって生じる法の高さの最高限度に関する制限は、区域、目的、開発区域の規模又は予定建築物等の用途を限り、開発区域内の土地の地形に応じ、一・五メートルを超える範囲で行うものであること。

三 開発区域内において予定される建築物の敷地面積の最低限度に関する制限は、区域、目的又は予定される建築物の用途を限り、三百平方メートルを超えない範囲で行うものであること。

#### 四 木竹の保全又は適切な植栽が行われる土地の面積の最低限度に関する制限は、区域、目的、開発区域の規模又は予定建築物等の用途を限り、木竹の保全又は適切な植栽が行われる土地の面積の開発区域の面積に対する割合が六十パーセントを超えない範囲で行うものであること。

#### 二 第二十五条第二号の技術的細目に定められた制限の緩和は、既に市街地を形成している区域内で行われる開発行為において配置すべき道路の幅員の最低限度について、四メートル（当該道路と一体的に機能する開発区域の周辺の道路の幅員が四メートルを超える場合には、当該幅員）を下らない範囲で行うこと。

三 第二十五条第六号の技術的細目に定められた制限の緩和は、次に掲げるところによるものであること。

イ 開發区域の面積の最低限度について、一ヘクタールを超えない範囲で行うこと。

（主として周辺の地域において居住している者の利用に供する公益上必要な建築物）

#### 第二十九条の五 法第三十四条第一号（法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）

の政令で定める基準は、同号の条例で指定する土地の区域に、原則として、次に掲げる区域を含まないこととする。

#### 一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三十九条第一項の灾害危険区域

二 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の地すべり防止区域

（前項第二号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、国土交通省令で定める。）

の政令で定める公益上必要な建築物は、第二十二条第一号イからハまでに掲げる建築物と第一条第一号イからハまでに掲げる建築物とを予定している場合に行うこと。

#### （危険物等の範囲）

#### 第二十九条の六 法第三十四条第八号（法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）

の政令で定める建築物又は第一種特定工作物又は第一種特定工作物は、火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第二条第一項の火薬類とする。

（法第三十四条第八号の政令で定める建築物又は第一種特定工作物は、火薬類取締法第十二条第一項の火薬庫である建築物又は第一種特定工作物とする。）

（第一項の雨水出水をいう。）又は高潮が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民その他の者の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域

の政令で定める特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第五十六条第一項の浸水被害防止区域

#### （特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第五十六条第一項第四号の浸水想定区域のうち、土地利用の動向、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を勘案して、洪水、雨水出水（同法第二条第一号）第二号から三までに掲げる土地の区域

（第二号から三までに掲げる土地の区域において同じ。）の政令で定める危険物は、火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第二条第一項の火薬類とする。

（法第三十四条第八号の政令で定める建築物又は第一種特定工作物は、火薬類取締法第十二条第一項の火薬庫である建築物又は第一種特定工作物とする。）

（第一項の雨水出水をいう。）又は高潮が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民その他の者の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域

一 都市計画施設である幅員十二メートル以上の道路、公園、緑地、広場、下水道（管渠を除く）、運河及び水路

### 二 河川

法第四十条第三項の規定により国又は地方公共団体に対し費用の負担の協議を求めようとする者は、法第三十六条第三項の規定による公告の日から起算して三月以内に、国土交通省令で定める書類を国又は当該地方公共団体に提出しなければならない。

（その開発行為が行われた土地の区域内における建築物の新築等が建築等の許可を要しないこととなる開発行為）

第三十四条 法第四十三条第一項第四号の政令で定める開発行為は、次に掲げるものとする。

### 一 法第二十九条第一項第四号から第九号までに掲げる開発行為

二 旧住宅地造成事業に関する法律（昭和三十九年法律第百六十号）第四条の認可を受けた住宅地造成事業の施行として行う開発行為（開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可を要しない通常の管理行為、軽易な行為その他の行為）

第三十五条 法第四十三条第一項第五号の政令で掲げる開発行為は、次に掲げるものとする。

一 既存の建築物の敷地内において行う車庫、物置その他これらに類する附属建築物の建築

二 建築物の改築又は用途の変更で当該改築又は用途の変更に係る床面積の合計が十平方メートル以内であるもの

三 主として当該建築物の周辺の市街化調整区域に居住している者の日常生活のため必要な物品の販売、加工、修理等の業務を営む店舗、事業場その他これらの業務の用に供する建築物で、その延べ面積が五十平方メートル以内のもの（これらの業務の用に供する部分の延べ面積が全体の延べ面積の五十パーセント以上のものに限る）の新築で、当該市街調整区域内に居住している者が自ら当該業務を営むために行うもの

四 土木事業その他の事業に一時的に使用するための第一種特定工作物の新設（開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可の基準）

第三十六条 都道府県知事（指定都市等の区域内にあつては、当該指定都市等の長。以下この項において同じ。）は、次の各号のいずれにも該

当すると認めるとときでなければ、法第四十三条第一項の許可をしてはならない。

一 当該許可の申請に係る建築物又は第一種特定工作物の敷地が次に定める基準（用途の変更の場合にあっては、口を除く。）に適合していること。

イ 排水路その他の排水施設が、次に掲げる事項を勘案して、敷地内の下水を有効に排出するとともに、その排出によつて当該敷地及びその周辺の地域に地下水等による被害が生じないような構造及び能力で適当に配置されていること。

ロ 当該地域における降水量

当該敷地の規模、形状及び地盤の性質

敷地の周辺の状況及び放流先の状況

（4）（3）（2）（1） 当該建築物又は第一種特定工作物の用途

当該敷地の規模、形状及び地盤の性質

敷地の周辺の状況及び放流先の状況

の条例で区域、目的又は用途を限り定められたもの。この場合において、当該条例で定める区域には、原則として、第二十九条の各号に掲げる区域を含まないものとする。

二 法第三十四条第十三号に規定する者が同号に規定する土地において同号に規定する行為で建築し、又は建設するものに限る。）

ホ 当該建築物又は第一種特定工作物の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において建築し、又は建設することが困難又は著しく不適当と認められる建築物又は第一種特定工作物で、都道府県知事があらかじめ開発審査会の議を経たもの

（映像等の送受信による通話の方法による口頭審理）

二 地区計画又は集落地区計画の区域（地区整備計画又は集落地区整備計画が定められていない区域に限る。）内においては、当該許可の他安全上必要な措置が講ぜられていること。

（申請に係る建築物又は第一種特定工作物の用途が当該地区計画又は集落地区計画に定められた内容に適合していること）。

三 当該許可の申請に係る建築物又は第一種特定工作物が次のいずれかに該当すること。

イ 法第三十四条第一号から第十号までに規定する建築物又は第一種特定工作物

（堆積の許可を要する物件）

二 土石（堆積の許可を要する物件）

三 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第一項に規定する廃棄物

（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二条第四項に規定する再生資源）

（建築等の許可を要しない通常の管理行為、軽易な行為その他の行為）

二 同じ）で仮設のものの建設

二 法令又はこれに基づく处分による義務の履行として行う工作物の建設又は土地の形質の変更

三 既存の建築物の敷地内において行う車庫、物置その他これらに類する附属建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造のものに限る。）の建築又は既存の建築物の敷地内において行う当該建築物に附属する工作物の建設

四 現に農林漁業を営む者が農林漁業を営むた

三 現に農業を営む者が農業を営むために行う土地の形質の変更又は前条各号に掲げる物件の堆積（都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為）

四 市街地開発事業等予定区域の区域内における建築等の許可を要しない通常の管理行為、軽易な行為その他の行為）

五 法第五十二条第二項第三号の都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為

六 法第五十二条第二項第一号、第二号口及び第三号の政令で定める規模は、三百平方メートルとする。

（農業の利便の増進及び良好な住居の環境の保護を図る上で支障がない土地の形質の変更等の規模）

七 法第五十二条第二項第一号、第二号口及び第三号の政令で定める要件は、国土交通省令で定めるところにより、覆いの設置、容器への収納その他の堆積をした物件が飛散し、流出し、又は地下に浸透することを防止するために必要な措置を講ずることとする。

（堆積をした物件の飛散の防止の方法等に関する要件）

八 法第五十二条第二項第一号、第二号口及び第三号の政令で定める要件は、国土交通省令で定めるところにより、覆いの設置、容器への収納その他の堆積をした物件が飛散し、流出し、又は地下に浸透することを防止するために必要な措置を講ずることとする。

（農業の利便の増進及び良好な住居の環境の保護を図る上で支障がない土地の形質の変更等の規模）

九 法第五十二条第二項第一号、第二号口及び第三号の政令で定める要件は、国土交通省令で定めるところにより、覆いの設置、容器への収納その他の堆積をした物件が飛散し、流出し、又は地下に浸透することを防止するために必要な措置を講ずることとする。

（農業の利便の増進及び良好な住居の環境の保護を図る上で支障がない土地の形質の変更等の規模）

十 法第五十二条第二項第一号、第二号口及び第三号の政令で定める要件は、国土交通省令で定めるところにより、覆いの設置、容器への収納その他の堆積をした物件が飛散し、流出し、又は地下に浸透することを防止するために必要な措置を講ずることとする。

（農業の利便の増進及び良好な住居の環境の保護を図る上で支障がない土地の形質の変更等の規模）

十一 法第五十二条第二項第一号、第二号口及び第三号の政令で定める要件は、国土交通省令で定めるところにより、覆いの設置、容器への収納その他の堆積をした物件が飛散し、流出し、又は地下に浸透することを防止するために必要な措置を講ずることとする。

（農業の利便の増進及び良好な住居の環境の保護を図る上で支障がない土地の形質の変更等の規模）

十二 法第五十二条第二項第一号、第二号口及び第三号の政令で定める要件は、国土交通省令で定めるところにより、覆いの設置、容器への収納その他の堆積をした物件が飛散し、流出し、又は地下に浸透することを防止するために必要な措置を講ずることとする。

（農業の利便の増進及び良好な住居の環境の保護を図る上で支障がない土地の形質の変更等の規模）

十三 法第五十二条第二項第一号、第二号口及び第三号の政令で定める要件は、国土交通省令で定めるところにより、覆いの設置、容器への収納その他の堆積をした物件が飛散し、流出し、又は地下に浸透することを防止するために必要な措置を講ずることとする。

（農業の利便の増進及び良好な住居の環境の保護を図る上で支障がない土地の形質の変更等の規模）

十四 法第五十二条第二項第一号、第二号口及び第三号の政令で定める要件は、国土交通省令で定めるところにより、覆いの設置、容器への収納その他の堆積をした物件が飛散し、流出し、又は地下に浸透することを防止するために必要な措置を講ずることとする。

（農業の利便の増進及び良好な住居の環境の保護を図る上で支障がない土地の形質の変更等の規模）

十五 法第五十二条第二項第一号、第二号口及び第三号の政令で定める要件は、国土交通省令で定めるところにより、覆いの設置、容器への収納その他の堆積をした物件が飛散し、流出し、又は地下に浸透することを防止するために必要な措置を講ずることとする。

（農業の利便の増進及び良好な住居の環境の保護を図る上で支障がない土地の形質の変更等の規模）

十六 法第五十二条第二項第一号、第二号口及び第三号の政令で定める要件は、国土交通省令で定めるところにより、覆いの設置、容器への収納その他の堆積をした物件が飛散し、流出し、又は地下に浸透することを防止するために必要な措置を講ずることとする。

（農業の利便の増進及び良好な住居の環境の保護を図る上で支障がない土地の形質の変更等の規模）

五 既存の建築物又は工作物の管理のために必要な土地の形質の変更  
 (都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為)

**第三十六条の九** 法第五十二条の二第一項第三号の都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為として政令で定めるものは、国、都道府県若しくは市町村又は当該都市施設を管理することとなる者が都市施設(法第十一条第一項第八号、第九号又は第十一号に掲げるものを除く。)に関する都市計画に適合して行う行為とする。

**第二節 都市計画施設等の区域内における建築等の規制**  
 (法第五十三条第一項第一号の政令で定める軽易な行為)

**第三十七条** 法第五十三条第一項第一号の政令で定める軽易な行為は、階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造の建築物の改築又は移転とする。(法第五十三条第一項第三号の政令で定める行為)

**第三十七条の二** 法第五十三条第一項第三号の政令で定める行為は、国、都道府県若しくは市町村又は当該都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画に適合して行うものとする。(法第五十三条第一項第五号の政令で定める行為)

**第三十七条の三** 法第五十三条第一項第五号の政令で定める行為は、次に掲げる建築物の建築であつて、法第十二条の十一に規定する建築物等の建築又は建設の限界に適合して行う者による。(道路法第四十七条の十八第一項第一号に規定する道路一体建物の建築)

一 道路法第四十七条の十八第一項第一号に規定する道路を管理することとなる者が行う建築物の建築

(法第五十四条第二号の政令で定める場合)

**第三十七条の四** 法第五十四条第二号の政令で定める場合は、次のいずれかの場合とする。

一 地下で建築物の建築が行われる場合

二 道路である都市施設を整備する立体的な範囲の下に位置する空間において建築物の建築が行われる場合(前号に掲げる場合を除く。)

一 あつて、当該建築物が安全上、防火上及び衛生上の建築物の利便を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれがないと認められる場合

五 既存の建築物又は工作物の管理のために必要な土地の形質の変更  
 (都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為)

**第三十六条の九** 法第五十二条の二第一項第三号の都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為として政令で定めるものは、国、都道府県若しくは市町村又は当該都市施設を管理することとなる者が都市施設(法第十一条第一項第八号、第九号又は第十一号に掲げるものを除く。)に関する都市計画に適合して行う行為とする。

**三 道路** (次号に規定するものを除く。)である都市施設を整備する立体的な範囲の上に位置する空間において渡り廊下その他の通行又是運搬の用途に供する建築物(次のいずれにも該当するものに限る。)の建築が行われる場合であつて、当該建築物が安全上、防火上及び衛生上の建築物の利便を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれがないと認められる場合も該当するものに限る。)の建築が行われる場合であつて、当該建築物が安全上、防火上及び衛生上の建築物の利便を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれがないと認められる場合も該当するものに限る。)の建築が行われる場合であつて、当該建築物が安全上、防火上及び衛生上の建築物の利便を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれがないと認められる場合も該当するものに限る。

イ 次のいずれかに該当するものであること。

(1) 学校、病院、老人ホームその他これらに類する用途に供する建築物に設けられたもので、生徒、患者、老人等の通行の危険を防止するために必要なもの

(2) 建築物の五階以上の階に設けられるもので、その建築物の避難施設として必要なもの

(3) 多数人の通行又は多量の物品の運搬の用途に供するもので、道路の交通の緩和に寄与するもの

ロ 次のいずれかに該当する建築物に設けられたもので、その主要構造部(建築基準法第二条第九号の二に規定する特定主要構造部を除く。)において同条第七号に規定する耐火構造であること。

(1) その特定主要構造部(建築基準法第二条第九号の二に規定する特定主要構造部を除く。)において同条第七号に規定する耐火構造であること。

(2) その特定主要構造部が、建築基準法施行令第八条の四第一項第一号又は第二号に該当すること。

(3) その主要構造部(建築基準法第二条第九号に規定する主要構造部をいう。)が、同条第九号に規定する不燃材料(ハにおいて単に「不燃材料」という。)で造られていること。

ハ その構造が、次に定めるところによるものであること。

同条第九号に規定する不燃材料(ハにおいて単に「不燃材料」という。)で造られていること。

**四 高度地区** (建築物の高さの最低限度が定められているものに限る。)高度利用地区又は都市再生特別地区内の自動車のみの交通の用に供する道路である都市施設を整備する立体的な範囲の上に位置する空間において建築物(その構造が、渡り廊下その他の通行又は運搬の用途に供するものにあつては前号ハ(1)から(3)まで、その他のものにあつては同号ハ(1)及び(2)に定めるところによるものに限る。)の建築が行われる場合であつて、当該建築物が安全上、防火上及び衛生上の建築物の利便を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれがないと認められる場合

(法第五十五条第二項の政令で定める者)

**第三十八条** 法第五十五条第二項の政令で定める者は、都道府県及び市町村とする。

(施行予定者が定められている都市計画施設の区域等における建築等の許可を要しない通常の管理行為、軽易な行為その他の行為)

**第三十九条** 法第五十七条の二第一項第一号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 地区計画において法第十二条の五第七項第三号に掲げる事項(第三十六条の三各号に掲げる物件の堆積の制限に関するものに限る。)が定められている土地の区域の変更

二 地区計画において法第十二条の五第七項第四号に掲げる事項(第三十六条の三各号に掲げる物件の堆積の制限に関するものに限る。)が定められている土地の区域の変更

三 地区計画において法第十二条の五第七項第三号に掲げる事項が定められている土地の区域の変更

四 地区計画において法第五十八条の二第一項第一号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

(地区計画の区域内において建築等の届出を要しない通常の管理行為、軽易な行為その他の行為)

**第三十九条の五** 法第五十八条の二第一項第一号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる土地の区画形質の変更

イ 建築物で仮設のものの建築又は工作物で仮設のものの建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更

ロ 既存の建築物等の管理のために必要な土地区画形質の変更

ハ 農林漁業を営むために行う土地の区画形質の変更

**四 高度地区** (建築物の高さの最低限度が定められているものに限る。)高度利用地区又は都市再生特別地区内の自動車のみの交通の用に供する道路である都市施設を整備する立体的な範囲の上に位置する空間において建築物(その構造が、渡り廊下その他の通行又は運搬の用途に供するものにあつては前号ハ(1)から(3)まで、その他のものにあつては同号ハ(1)及び(2)に定めるところによるものに限る。)の建築が行われる場合であつて、当該建築物が安全上、防火上及び衛生上の建築物の利便を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれがないと認められる場合

(法第五十五条第二項の政令で定める者)

**第三十八条** 法第五十五条第二項の政令で定める者は、都道府県及び市町村とする。

(施行予定者が定められている都市計画施設の区域等における建築等の許可を要しない通常の管理行為、軽易な行為その他の行為)

**第三十九条** 法第五十七条の二第一項第一号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 地区計画の区域内において建築等の届出を要しない通常の管理行為、軽易な行為その他の行為)

**第三十九条の五** 法第五十八条の二第一項第一号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる土地の区画形質の変更

イ 建築物で仮設のものの建築又は工作物で仮設のものの建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更

ロ 既存の建築物等の管理のために必要な土地の区画形質の変更

ハ 農林漁業を営むために行う土地の区画形質の変更

**四 建設及び次の各号に掲げる土地の区域内における行為**

一 行う該各号に定める行為とする。

一 地区計画において法第十二条の五第七項第三号に掲げる事項(第三十六条の三各号に掲げる物件の堆積の制限に関するものに限る。)が定められている土地の区域の変更

二 地区計画において法第五十八条の二第一項第一号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

(地区計画の区域内において建築等の届出を要しない通常の管理行為、軽易な行為その他の行為)

**第三十九条の五** 法第五十八条の二第一項第一号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる土地の区画形質の変更

イ 建築物で仮設のものの建築又は工作物で仮設のものの建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更

ロ 既存の建築物等の管理のために必要な土地の区画形質の変更

ハ 農林漁業を営むために行う土地の区画形質の変更

二 次に掲げる建築物の建築又は工作物の建設

イ 前号イに掲げる建築物の建築又は工作物の建設(地区計画において法第十二条の五第七項第四号に掲げる事項が定められている土地の区域にあつては、前号イに掲げる建築物の建築又は工作物の建設)

ロ 以下であり、かつ、高さが三メートル以下であるものの表示又は掲出のために必要な工作物の建設

ハ 水道管、下水道管その他これらに類する工作物で地下に設けるものの建設

二 建築物の存する敷地内の当該建築物に附属する物干場、建築設備、受信用の空中線系(その支持物を含む)、旗ざおその他これらに類する工作物の建設	小屋その他これらに類する建築物の建築又は工作物の建設
三 次に掲げる建築物等の用途の変更	建築物等で仮設のものの用途の変更
四 第二号に掲げる建築物等の形態又は色彩その他の意匠の変更	建築物等の用途を前号ホに掲げるものとする建築物等の用途の変更
五 次に掲げる木竹の伐採	木竹の伐採
六 現に農業を當む者が農業を當むために行う行為	自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
七 前各号に掲げるもののほか、法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為	枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
八 第三十六条の三各号に掲げる物件の堆積	測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
九 二 仮植した木竹の伐採	通常行われる木竹の伐採
十 一 都市計画事業の施行として行う行為	自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
十一 土地区画整理法による土地区画整理事業の施行として行う行為	自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
十二 土地区画整理事業の施行として行う行為	自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
十三 都市再開発法による市街地再開発事業の施行として行う行為	自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
十四 密集市街地整備法による防災街区整備事業の施行として行う行為	自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
十五 建築等の届出を要しないその他の行為	自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
十六 第三十八条の七 法第五十八条の二第一項第五号の政令で定める行為は、次に掲げるものとす	自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採

一 法第四十三条第一項の許可を要する建築物の建築、工作物の建設又は建築物等の用途の変更(当該建築物等について地区計画において用途の制限のみが定められている場合に限る。)	二 法第五十八条の三第一項の規定に基づく条例の規定により同項の許可を要する法第五十条第一項本文に規定する行為
三 第二号に掲げる建築物等の形態又は色彩その他の意匠の変更	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の変更
四 第二号に掲げる建築物等の形態又は色彩その他の意匠の変更	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の変更
五 次に掲げる建築物等の用途の変更	建築物等の用途の変更
六 現に農業を當む者が農業を當むために行う行為	自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
七 前各号に掲げるもののほか、法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為	自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
八 第三十六条の三各号に掲げる物件の堆積	自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
九 二 仮植した木竹の伐採	自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
十 一 都市計画事業の施行として行う行為	自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
十一 土地区画整理法による土地区画整理事業の施行として行う行為	自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
十二 土地区画整理事業の施行として行う行為	自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
十三 都市再開発法による市街地再開発事業の施行として行う行為	自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
十四 密集市街地整備法による防災街区整備事業の施行として行う行為	自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
十五 建築等の届出を要しないその他の行為	自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
十六 第三十八条の七 法第五十八条の二第一項第五号の政令で定める行為は、次に掲げるものとす	自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採

一 地区計画において定められている建築物の容積率の最高限度で、建築基準法第六十一条第二項若しくは第三項又は第八十八条第二項において準用する場合を含む。の規定に基づく条例で制限として定められている場合に限る。)	二 法第五十九条第六項ただし書(法第五十条第二項第一項の規定に基づく条例の規範において準用する場合を含む。)の規定に基づく条例で制限として定められている場合に限る。)
三 第二号に掲げる建築物等の形態又は色彩その他の意匠の変更	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の変更
四 第二号に掲げる建築物等の形態又は色彩その他の意匠の変更	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の変更
五 次に掲げる建築物等の用途の変更	建築物等の用途の変更
六 現に農業を當む者が農業を當むために行う行為	自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
七 前各号に掲げるもののほか、法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為	自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
八 第三十六条の三各号に掲げる物件の堆積	自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
九 二 仮植した木竹の伐採	自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
十 一 都市計画事業の施行として行う行為	自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
十一 土地区画整理法による土地区画整理事業の施行として行う行為	自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
十二 土地区画整理事業の施行として行う行為	自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
十三 都市再開発法による市街地再開発事業の施行として行う行為	自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
十四 密集市街地整備法による防災街区整備事業の施行として行う行為	自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
十五 建築等の届出を要しないその他の行為	自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
十六 第三十八条の七 法第五十八条の二第一項第五号の政令で定める行為は、次に掲げるものとす	自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採

一 その土地が住宅の用、事業の用に供する施設の用その他の用途に供されていないこと。	二 その土地が住宅の用、事業の用に供する施設の用その他の用途に供されている場合(現に日常的な居住の用に供されている場合を除く。)には、その土地又はその土地に存する建築物等の整備の状況等からみて、その土地の利用の程度がその周辺の地域における同一
三 第三十八条の九 法第五十八条の七第一項第三号の政令で定める要件は、次に掲げる要件のいずれかとする。	三 第三十八条の九 法第五十八条の七第一項第三号の政令で定める要件は、次に掲げる要件のいずれかとする。
四 第四十二条 法第五十二条の三第一項(法第五十七条の四において準用する場合を含む)、第五十七条第一項、第六十条の二第二項、第六十六条又は第八十一条第二項の公告は、官報公報事が告示した人口による。	四 第四十二条 法第五十二条の三第一項(法第五十七条の四において準用する場合を含む)、第五十七条第一項、第六十条の二第二項、第六十六条又は第八十一条第二項の公告は、官報公報事が告示した人口による。
五 第四十三条 法第五十五条第四項の規定により、法第五十条第一項第一号に規定す	五 第四十三条 法第五十五条第四項の規定により、法第五十条第一項第一号に規定す

七条第二項本文の規定による届出の相手方として公告された者があるときは、その者)、施行予定者は又は施行者は、法第六十条の二第一項、第五十七条第一項、第五十二条の三第一項(法第五十七条の四において準用する場合を含む。)又は第六十六条の公告をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その公告の内容その他必要な事項を施行予定者が定められている都市計画施設の区域等、事業予定地、市街地開發事業等予定区域の区域又は事業地内の適当な場所に掲示しなければならない。

3 都道府県知事又は市町村長は、法第八十一条の公告をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その公告の内容その他必要な事項を当該公告に係る措置を行おうとする土地の付近その他の適当な場所に掲示しなければならない。

(開発審査会の組織及び運営に関する基準)

第二項の公告をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その公告の内容その他必要な事項を当該公告に係る措置を行おうとする土地の付近その他の適当な場所に掲示しなければならない。

(開発審査会の組織及び運営に関する基準)

第四十三条 法第七十八条第八項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 開発審査会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定めるものとする。

二 会長に事故があるときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理するものとする。

三 開発審査会は、会長(会長に事故があるとつてこれを定めるものとする。次号において同じ。)のほか、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができないものとする。

四 開発審査会の議事は、出席者の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによるものとする。

(国土交通大臣の権限の委任)

第四十三条の二 この政令に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

(港務局の長に対する権限の委任)

第四十四条 法第八十六条の規定による都道府県知事の権限に属する事務の委任は、次に掲げる事務について行うものとする。

一 公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)の規定による竣功認可を受けた埋立地に係る事務

二 港湾法第三十九条第一項の規定により指定された分区に係る事務(前号に掲げるものを除く。)

(一の指定都市の区域を超えて特に広域の見地から決定すべき都市施設)

第四十五条 法第八十七条の二第一項の一の指定都市の区域を超えて特に広域の見地から決定すべき都市施設として政令で定めるものは、第九条第二項各号に掲げる都市施設のうち、次に掲げるものとする。

一 空港法第四条第一項に規定する地方管理空港

二 国が設置する公園又は緑地

三 水道

四 下水道

五 河川(河川法第五条第一項に規定する二級河川のうち、一の指定都市の区域内のみに存するものと除く。)

(都に関する特例)

第四十六条 法第八十七条の三第一項の政令で定める都市計画は、法第十五条の規定により市町村が定めるべき都市計画のうち、次に掲げるものに関する都市計画とする。

一 用途地域、特例容積率適用地区、高層住居誘導地区、居住調整地域、居住環境向上用途誘導地区又は特定用途誘導地区

二 特定街区で面積が一ヘクタールを超えるもの

三 水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、市場及び畜場

四 再開発等促進区を定める地区計画又は沿道再開発等促進区を定める治道地区計画で、それぞれ再開発等促進区又は治道再開発等促進区の面積が三ヘクタールを超えるもの

(附 则 抄)

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日(昭和四十四年六月十四日)から施行する。

(勅令及び政令の廃止)

第一条 次に掲げる勅令及び政令は、廃止する。

一 都市計画法施行令(大正八年勅令第四百八十二号)

二 都市計画法及同法施行令臨時特例(昭和十八年勅令第九百四十一号)

三 住宅地造成事業に関する法律施行令(昭和三十九年政令第三百二十四号)

(都市計画の図書に関する経過措置)

第五条 都市計画法施行法(以下「施行法」といいう。)第二条の規定により法の規定によるものとみなされた都市計画については、法の施行後

はじめてされる当該都市計画の変更後の法第二条第一項の規定による告示又は図書の写しの送付があるまでの間は、法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供すべき図書は、旧都市計画法(大正八年法律第三十六号)以下「旧法」という。)第三条第二項の図書とする。

第六条 旧都市計画法施行令(以下「旧法」といいう。)第十二条ノ二から第十二条ノ四までの規定又は施行法第三十二条の規定による改正前の官公署施設の建設等に関する法律(昭和二十六年法律第八十一号)第五条の三第一項の規定による許可(法第五十三条第一項ただし書に規定する行為に該当するものに係るものと除く。)は、法第五十三条第一項の規定による改正前の建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十四条十九条後段の規定に違反するものは、違反する限度において効力を失うものとする。

第六条 旧都市計画法施行令(以下「旧法」といいう。)第十二条ノ二から第十二条ノ四までの規定又は施行法第三十二条の規定による改正前の官公署施設の建設等に関する法律(昭和二十六年法律第八十一号)第五条の三第一項の規定による許可(法第五十三条第一項ただし書に規定する行為に該当するものに係るものと除く。)は、法第五十三条第一項の規定による改正前の建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十四条十九条後段の規定に違反するものは、違反する限度において効力を失うものとする。

第六条 旧都市計画法施行令(以下「旧法」といいう。)第十二条ノ二から第十二条ノ四までの規定又は施行法第三十二条の規定による改正前の官公署施設の建設等に関する法律(昭和二十六年法律第八十一号)第五条の三第一項の規定による許可(法第五十三条第一項ただし書に規定する行為に該当するものに係るものと除く。)は、法第五十三条第一項の規定による改正前の建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十四条十九条後段の規定に違反するものは、違反する限度において効力を失うものとする。

第七条 法の施行の際に現に執行中の都市計画事業のうち、都道府県又は市町村が施行しているものとし、日本住宅公団が施行しているものは都市基盤整備公団が施行令(平成十一年政令第二百五十四号)第三十二条第十二条号において準用する法第五十九条第三項の規定により都市基盤整備公団が国機関とみなされる者として施行しているものとする。

(都市計画事業に関する経過措置)

第八条 法の施行の際に現に都市計画事業として施行されている土地区画整理事業(旧土地区画整理法第三条の二第一項の規定により日本住宅公団が施行しているものを除く。以下この条において同じ。)に対する施行法第三十五条の規定による改正後の土地区画整理法(以下「新土地区画整理法」という。)の適用に関する規定は、当該土地区画整理事業を執行すべき最終年度の終了の時を法の施行の際ににおける事業施行期間の終了の時とみなし、かつ、その事業施行期間は、新土地区画整理法第五十五条第九項(同条第三項において準用する場合を含む。)又は第十三条において準用する場合を含む。)又は第六十九条第九項(同条第十三項及び第十六項において準用する場合を含む。)の規定により公告されているものとみなす。

第八条 法の施行の際に現に都市計画事業として施行されている土地区画整理事業で旧土地区画整理法第三条の二第一項に規定するものに係るものと同一の規定により附した条件に違反している者及び施行法第三十二条の規定による改正前の官公署施設の建設等に関する法律第五条の三第一項の規定又は同条第三項の規定又は旧令第十二条の規定により附した条件に違反している者に対する違反は正のための措置(法第五十三条第一項ただし書に規定するものに係るものと同一の規定により附した条件に違反していいる者に対する違反)又は第六十九条第九項(同条第十三項及び第十六項において準用する場合を含む。)の規定により公告されているものとみなす。

第八条 法の施行の際に現に都市計画事業として施行されている土地区画整理事業で旧土地区画整理法第三条の二第一項に規定するものに係るものと同一の規定により附した条件に違反している者及び施行法第三十二条の規定による改正前の官公署施設の建設等に関する法律第五条の三第一項の規定又は同条第三項の規定又は旧令第十二条の規定により附した条件に違反していいる者に対する違反)又は第六十九条第九項(同条第十三項及び第十六項において準用する場合を含む。)の規定により公告されているものとみなす。

業を執行すべき最終年度の終了の時を法の施行の際における事業施行期間の終了の時とみなしつつ、その事業施行期間は、新土地区画整理法第五十四条及び第六十八条において準用する同法第六条第一項の規定による当該土地区画整理事業の事業計画において定められているものとみなす。

4 第二項の規定は、法の施行の際現に都市計画事業として施行されている土地区画整理事業で旧土地区画整理法第五十五条第九項、第六十九条第九項又は第二百二十二条第二項の規定による変更の認可を申請中のもの（設計の概要の変更を伴わないもの及び附則第二十四条の規定による改正後の土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第四条の二に規定する事項を内容とするものを除く。）について準用する。

5 法の施行の際現に都市計画事業として施行されている土地区画整理事業に対する新土地区画整理法第七十六条第一項の規定の適用に関するものは、旧土地区画整理法第五十五条第七項（同条第十項において準用する場合を含む。）又は第六十九条第七項（同条第十項において準用する場合を含む。）の規定による認可の公告又は変更の認可の公告を新土地区画整理法第五十五条（同条第十三項において準用する場合を含む。）又は第六十九条第九項（同条第十三項において準用する場合を含む。）の規定による決定の公告又は変更の公告とみなす。

第九条 法の施行の際現に都市計画事業として決定されている土地区画整理事業で日本住宅公団が施行するものに関する経過措置については、前条の規定の例による。

（市街地改造事業の事業計画の経過措置）

第十条 法の施行の際現に執行中の市街地改造事業に対する新法第六十二条第二項の規定の適用に関しては、施行法第三条第二項第二号に定める図書のほか、法の施行の際旧市街地改造法第十八条第一項の規定に基づき定められている事業計画又は施行法第七十三条第一項の規定により旧市街地改造法第十八条の規定の例により定められる事業計画を公衆の総覽に供するものとする。ただし、法の施行後はじめてされる法第六十三条第一項の規定による変更後の事業計画について、同条第二項において準用する法第六十二条第一項の規定による図書の送付があつた後は、この限りでない。

（その他の経過措置）

第十一條 施行法第六十二条の規定による首都圈近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第一百一号）

の一部改正、施行法第六十八条の規定による近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十年法律第二百三号）の一部改正及び施行法第七十二条の規定による公共施設の整備に関する市街地の改造成に関する法律の一部改正に伴う経過措置については、施行法第四十六条の規定の例による。

2 法の施行の際施行法第四十五条の規定による改正前の首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九十八号）第十四条第一項の規定若しくは同条第三項の規定により附した条件、施行法第五十六条の規定による改正前の新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第二百三十四号）第十三条第一項の規定若しくは同条第三項の規定により附した条件、施行法第五十八条の規定による改正前の近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第一百四十五号）第十六条第一項の規定若しくは同条第三項の規定により附した条件、施行法第六十三条の規定による改正前の流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第二百十号）第十七条第一項の規定若しくは同条第三項の規定により附した条件又は旧市街地改造法第六十三条第一項の規定若しくは同条第三項の規定により附した条件に違反している者（違反是正のための措置が講ぜられている者を除く。）に対する違反は正のための措置については、その者が法第八十一条第一号又は第三号の規定に該当したものとみなして、法の規定を適用する。

3 法の施行の際現に施行法第五十六条の規定による改正前の新住宅市街地開発法第四十四条第一項の規定による協議がととのい、かつ、同法第三条の規定による決定がされている区域内における農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条、第五条、第七条又は第七十三条の規定の適用については、附則第九項の規定による改正後のこれらの規定にかわらず、なお以前の例による。

（建ぺい率に関する経過措置）

第十二条 建築基準法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第八十五号）の施行の際現に指定されている第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、準住居地域、近隣商業地域、準工業地域又は工業地域については、同法の施行の日以後これらとの地域に関する都市計画において建築物の

建ぺい率が定められるまでの間は、当該数値が、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、準工業地域又は工業地域にあつては十分の八に定められたものとみなす。

附則（昭和四四年七月三一日政令第二〇六号）抄  
（施行期日）  
1 この政令は、法の施行の日（昭和四十四年八月一日）から施行する。

附則（昭和四四年九月三〇日政令第二五八号）抄  
（施行期日）  
1 この政令は、昭和四五年一〇月九日政令第三〇〇号）抄  
（施行期日）  
1 この政令は、ガス事業法の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第十八号）の施行の日（昭和四十五年十月十二日）から施行する。

附則（昭和四五五年一二月二日政令第三三三号）抄  
（施行期日）  
1 この政令は、建築基準法の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第二百九号）の施行の日（昭和四十六年一月一日）から施行する。

附則（昭和四六年六月二三日政令第二〇三号）抄  
（施行期日）  
1 この政令は、下水道法の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第二百四十一号）の施行の日（昭和四十六年六月二十四日）から施行する。

附則（昭和四六年六月三〇日政令第二二号）抄  
（施行期日）  
1 この政令は、法の施行の日（昭和四十六年七月一日）から施行する。

附則（昭和四六年九月二三日政令第三〇〇号）抄  
（施行期日）  
1 この政令は、法の施行の日（昭和四十六年九月一日）から施行する。

第一条 この政令は、昭和四十六年九月二十四日から施行する。

附則（昭和四七年一二月二一日政令第三四三七号）抄  
（施行期日）  
1 この政令は、昭和四十六年九月二十四日から施行する。

附則（昭和四七年一二月二三日政令第三三三号）抄  
（施行期日）  
1 この政令は、都市再開発法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第六十六号）の施行の日（昭和五十年十一月一日）から施行する。

附則（昭和五〇年一〇月二四日政令第三〇六号）抄  
（施行期日）  
1 この政令は、法の施行の日（昭和五十年十一月一日）から施行する。

		附 則（昭和五〇年一二月二七日政令第二四）
三八一號		この政令は、学校教育法の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十一年一月十一日）から施行する。
（施行期日）	抄	（施行期日）
附 則（昭和五三年四月七日政令第一二）	（施行期日）	（施行期日）
（三号）抄	（三号）抄	（三号）抄
1 この政令は、昭和五十三年六月二十三日から施行する。	第一条 この政令は、昭和五十三年十月一日から施行する。	第一条 この政令は、昭和六十年四月一日から施行する。
附 則（昭和五三年九月五日政令第三二）	附 則（昭和五五年八月一日政令第二〇）	附 則（昭和六〇年三月二九日政令第五）
（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）
（八号）抄	（八号）抄	（一号）抄
（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）
（二）この政令は、公布の日から施行する。	（二）この政令は、昭和五五年九月二九日政令第二	（二）この政令は、昭和六〇年三月二九日政令第五
附 則（昭和五五年九月二九日政令第二）	（四五号）抄	（四号）抄
（施行期日）	（二七三号）抄	（二七三号）抄
第一条 この政令は、昭和五十五年十月一日から施行する。	第一条 この政令は、昭和五十五年十月一日から施行する。	第一条 この政令は、昭和六十年四月一日から施行する。
附 則（昭和五五年一〇月二四日政令第一）	附 則（昭和五六年四月二四日政令第一）	附 則（昭和六〇年九月二七日政令第二）
（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）
（四四号）抄	（四四号）抄	（六九号）抄
（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）
（一）この政令は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第三十五号）の施行の日（昭和五十六年四月二十五日）から施行する。	（一）この政令は、法の施行の日（昭和五十五年十月二十五日）から施行する。	（一）この政令は、職業訓練法の一部を改正する法律の施行の日（昭和六十一年十月一日）から施行する。
附 則（昭和五八年一月一九日政令第五）	附 則（昭和五九年九月二四日政令第一）	附 則（昭和六〇年九月二七日政令第二）
（号）	（号）	（号）
（六号）抄	（六号）抄	（六号）抄
（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）
第一条 この政令は、昭和五十八年七月一日から施行する。	第一条 この政令は、昭和五十九年七月一日から施行する。	第一条 この政令は、昭和六十年四月一日から施行する。
附 則（昭和五九年六月六日政令第一七）	附 則（昭和五九年五月一三日政令第一）	附 則（昭和六〇年九月一〇日政令第一）
（号）	（号）	（号）
（六号）抄	（六号）抄	（六号）抄
（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）
第一条 この政令は、昭和五十九年七月一日から施行する。	第一条 この政令は、昭和五九年七月一日から施行する。	第一条 この政令は、昭和六〇年九月一日から施行する。

		附 則（昭和六〇年三月五日政令第二四）
三号		この政令は、へい歎処理場等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二年五月一日）から施行する。
（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）
附 則（平成二年七月一〇日政令第二二）	（平成二年七月一〇日政令第二二）	（平成二年七月一〇日政令第二二）
（一号）抄	（一号）抄	（一号）抄
第一条 この政令は、昭和六十年三月一五日から施行する。	第一条 この政令は、昭和六十年四月一日から施行する。	第一条 この政令は、昭和六十年四月一日から施行する。
附 則（昭和六〇年三月二九日政令第五）	附 則（昭和六〇年九月二七日政令第二）	附 則（昭和六〇年九月二七日政令第二）
（号）	（号）	（号）
（六号）抄	（六号）抄	（六号）抄
（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）
第一条 この政令は、公害防止事業団法の一部を改正する法律（平成四年法律第三十九号）の施行の日（平成二年十二月一日）から施行する。	第一条 この政令は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成二年十一月二十日）から施行する。	第一条 この政令は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成二年十一月二十日）から施行する。
附 則（平成二年一月九日政令第三二）	附 則（平成二年一月九日政令第三二）	附 則（平成二年一月九日政令第三二）
（三号）抄	（三号）抄	（三号）抄
（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）
（五号）抄	（五号）抄	（五号）抄
（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）
（一）この政令は、大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二年法律第六十二号）の施行の日（平成三年平成二年十一月二十日）から施行する。	（一）この政令は、産業技術に関する研究開発体制の整備に関する法律の一部を改正する法律（平成三年法律第六十四号）の施行の日（平成三年七月一日）から施行する。	（一）この政令は、平成五年四月一日から施行する。
附 則（平成三年六月二八日政令第二二）	附 則（平成三年六月二八日政令第二二）	附 則（平成五年五月一二日政令第一七）
（八号）抄	（八号）抄	（八号）抄
（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）
（四二号）	（四二号）	（〇号）抄
（一）この政令は、平成三年十一月二十日から施行する。	（一）この政令は、平成三年五月一〇日から施行する。	（一）この政令は、平成五年五月一二日から施行する。
附 則（平成三年一月一五日政令第三三）	附 則（平成三年一月一五日政令第三三）	附 則（平成五年三月二四日政令第五四）
（経過措置）	（経過措置）	（経過措置）
（一）この政令は、平成三年十一月二十日から施行する。	（一）この政令は、平成三年五月一〇日から施行する。	（一）この政令は、平成五年三月二四日から施行する。
附 則（平成六年六月一〇日政令第二二）	附 則（平成六年六月一〇日政令第二二）	附 則（平成五年五月一二日政令第一七）
（七七号）	（七七号）	（〇号）抄
（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）
（一）この政令は、産業技術に関する研究開発体制の整備に関する法律の施行の日（昭和六十三年十月一日）から施行する。	（一）この政令は、道路法等の一部を改正する法律の施行の日（平成元年一月二二日）から施行する。	（一）この政令は、平成五年五月一二日から施行する。
附 則（昭和六三年九月二四日政令第三三）	附 則（平成元年一月二二日政令第三三）	附 則（平成五年五月一二日政令第一七）
（号）	（号）	（号）
（六号）抄	（六号）抄	（六号）抄
（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）
第一条 この政令は、昭和五十八年七月一日から施行する。	第一条 この政令は、昭和五九年七月一日から施行する。	第一条 この政令は、昭和五九年七月一日から施行する。

		附 則（昭和六〇年三月五日政令第二四）
三号		この政令は、へい歎処理場等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二年五月一日）から施行する。
（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）
附 則（平成二年七月一〇日政令第二二）	（平成二年七月一〇日政令第二二）	（平成二年七月一〇日政令第二二）
（一号）抄	（一号）抄	（一号）抄
第一条 この政令は、昭和六十年三月一五日から施行する。	第一条 この政令は、昭和六十年四月一日から施行する。	第一条 この政令は、昭和六十年四月一日から施行する。
附 則（昭和六〇年三月二九日政令第五）	附 則（昭和六〇年九月二七日政令第二）	附 則（昭和六〇年九月二七日政令第二）
（号）	（号）	（号）
（六号）抄	（六号）抄	（六号）抄
（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）
第一条 この政令は、昭和五九年七月一日から施行する。	第一条 この政令は、昭和五九年七月一日から施行する。	第一条 この政令は、昭和五九年七月一日から施行する。

		附 則（昭和六〇年三月五日政令第二四）
三号		この政令は、へい歎処理場等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二年五月一日）から施行する。
（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）
附 則（平成二年七月一〇日政令第二二）	（平成二年七月一〇日政令第二二）	（平成二年七月一〇日政令第二二）
（一号）抄	（一号）抄	（一号）抄
第一条 この政令は、昭和六十年三月一五日から施行する。	第一条 この政令は、昭和六十年四月一日から施行する。	第一条 この政令は、昭和六十年四月一日から施行する。
附 則（昭和六〇年三月二九日政令第五）	附 則（昭和六〇年九月二七日政令第二）	附 則（昭和六〇年九月二七日政令第二）
（号）	（号）	（号）
（六号）抄	（六号）抄	（六号）抄
（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）
第一条 この政令は、昭和五九年七月一日から施行する。	第一条 この政令は、昭和五九年七月一日から施行する。	第一条 この政令は、昭和五九年七月一日から施行する。

六十八条の三の規定により建築基準法」とし、同号口中「第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域」とあるのは「第一種住居専用地域」又は「第二種住居専用地域」と、第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域」とあるのは「第一種住居専用地域」とする。

第三条 この政令の施行の際現に旧都市計画法の規定により定められている都市計画区域に係る用途地域内の建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分については、この政令の施行の日から起算して三年を経過する日までの間は、第二条の規定による改正後の建築基準法施行令（以下「新建築基準法施行令」という。）第二十条第一項第一号、第一百三十条の二から第一百三十条の十まで、第一百三十五条の四、第一百三十五条の五、第一百三十六条第三項、第一百三十七条、第一百三十七条の四、第一百三十七条の二、第一百三十七条の十第一項及び第二百四十四条の二第一項並びに第一百四十九条第一項第四号から第七号まで及び第二項第一号の規定は適用せず、第二条の規定による改正前の建築基準法施行令第二十条第一項第一号、第一百三十条の二から第一百三十条の十まで、第一百三十五条の五、第一百三十六条第三項（第五号を除く。）、第一百三十八条第三項（第五号を除く。）、第一百三十九条第一項並びに第一百四十九条第一項第四号から第七号まで及び第二項第一号の規定は適用せず、この政令の施行の際現に旧都市計画区域に係る用途地域内の建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分についてのこの政令の施行の日から起算して三年を経過する日までの間においては、同条第一号中「法第四十八条各項（第十三項及び第十四項を除く。以下この条において同じ。）のただし書」とあるのは「都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律の適用については、同条第一号中「法第四十八条各項（第十三項及び第十四項を除く。以下この条において同じ。）のただし書」とあるのは「都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成四年法律第八十二号）による改正前の建築基準法第四十八条各項（第九項及び第十項を除く。以下この条において同じ。）のただし書」と、同条第二号及び第三号中「法第四十八条各

項」とあるのは「都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律による改正前の建築基準法第四十八条各項」とする。

（都市計画の決定又は変更に係る手続に関する経過措置）

第七条 新都市計画法施行令の規定によれば市町村が決定又は変更をすることとされる用途地域又は绿地保全地区に関する都市計画の変更であつて、この政令の施行の際現に都道府県知事が旧都市計画法に基づく手続を行つてい

るものの中、この政令の施行前に都市計画法第十七条第一項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告が行われたものについては、なお従前の例によ

る。

2 新都市計画法施行令の規定によれば市町村が決定又は変更をすることとされる用途地域又は

緑地保全地区に関する都市計画で、第一条の規定による改正前の都市計画法施行令又は前項の規定により都道府県知事が決定又は変更をした都市計画は、新都市計画法施行令の規定により市町村が決定又は変更をした都市計画とみなす。

#### （罰則に関する経過措置）

第八条 この政令の施行前にした行為及び前条第一項の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ

る。附則第三条に規定する都市計画区域に係る用途地域内の建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその部分について、この政令の施行の日から起算して三年を経過する日までの間にした行為に対する同日後における罰則の適用についても、同様とする。

（地方公共団体手数料令等の一部改正に伴う経過措置）

第十三条 この政令の施行の際現に旧都市計画法の規定により定められている都市計画区域に係る用途地域に係る部分については、この政令の施行の日から起算して三年を経過する日までの間は、この政令による改正後の次に掲げる政令の規定中用

途地域に係る部分は適用せず、この政令による規定により定められている都市計画区域に係る用途地域に係る部分は、なおその効力を有する。

一 地方公共団体手数料令

二 住宅金融公庫法施行令

三 宅地建物取引業法施行令

#### 四 流通業務市街地の整備に関する法律施行令

附 則 （平成五年七月九日政令第二四八号）抄

第一条 この政令は、エネルギー需給構造高度化のための関係法律の整備に関する法律の一部の施行の日のため、関係法律の整備に関する法律の一部の施行の日（平成七年三月一日）から施行する。

附 則 （平成七年二月二六日政令第三六〇号）抄

第一条 この政令は、法の施行の日から施行する。

附 則 （平成七年五月二十四日政令第二一一号）抄

第一条 この政令は、行政手続法の施行の日（平成六年十月一日）から施行する。

附 則 （平成六年九月一九日政令第三〇三号）抄

（施行期日）  
第一条 この政令は、平成六年十月二十日から施行する。

附 則 （平成六年一〇月一三日政令第三三〇号）抄

（施行期日）  
第一条 この政令は、平成六年十月二十日から施行する。

附 則 （平成六年一〇月一三日政令第三三号）抄

（施行期日）  
第一条 この政令は、平成六年十月二十日から施行する。

附 則 （平成七年一〇月一八日政令第三三〇号）抄

（施行期日）  
第一条 この政令は、都市再開発法等の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成七年五月二十五日）から施行する。

附 則 （平成七年一〇月一八日政令第三三〇号）抄

（施行期日）  
第一条 この政令は、法の施行の日から施行する。

附 則 （平成七年六月一四日政令第二三八号）抄

（施行期日）  
第一条 この政令は、「新令」という。の規定によれば市町村が決定又は変更をすることとされる都市計画の決定又は変更であつて、この政令の施行の際現に都道府県知事が都市計画法に基づく手続を行つているもののうち、この政令の施行前に同法第十七条第一項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告が行われたものについては、なお従前の例によ

る。附則第三条に規定する都市計画区域に係る用途地域内の建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその部分について、この政令の施行の日から起算して三年を経過する日までの間にした行為に対する同日後における罰則の適用についても、同様とする。

（地方公共団体手数料令等の一部改正に伴う経過措置）

第十三条 この政令の施行の際現に旧都市計画法の規定により定められている都市計画区域に係る用途地域に係る部分については、この政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

この政令の施行前にした行為及び附則第二項の規定により從前の例によることとされる場合に於けるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成六年一二月二二日政令第三三八号）抄

（施行期日）  
第一条 この政令は、法の施行の日（平成九年四月一日）から施行する。

附 則 （平成八年一〇月二五日政令第三三〇号）抄

（施行期日）  
第一条 この政令は、電気事業法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成七年十二月一日）から施行する。

附 則 （平成八年七月一〇日政令第二二六号）抄

（施行期日）  
第一条 この政令は、地方自治法の一部を改正する法律中第三編第三章の改正規定の施行の日（平成七年六月十五日）から施行する。

附 則 （平成七年十二月一日）抄

（施行期日）  
第一条 この政令は、幹線道路の沿道の整備に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成八年十一月十日）から施行する。

附 則 （平成八年一〇月三〇日政令第三三一号）抄

（施行期日）  
第一条 この政令は、自動車ターミナル法の一部を改正する法律の施行の日（平成八年十一月二十八日）から施行する。

附 則 （平成九年三月一九日政令第三三七号）抄

（施行期日）  
第一条 この政令は、ガス事業法の一部を改正する法律（平成六年法律第四十二号）の施行の日（平成七年三月一日）から施行する。

(施行期日)	第一条 この政令は、平成九年四月一日から施行する。
附 則 (平成九年八月二九日政令第二十七号)	この政令は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律の施行の日（平成九年九月一日）から施行する。
附 則 (平成九年一一月六日政令第三二号)	この政令は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の施行の日（平成九年十一月八日）から施行する。
附 則 (平成一〇年九月一七日政令第三〇八号)	この政令は、原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業団法の一部を改正する法律の施行の日（平成十年一月一日）から施行する。
附 則 (平成一〇年一〇月二一日政令第三三一号) 抄	（施行期日） 1 この政令は、都市計画法の一部を改正する法律の施行の日（平成十年十一月二十日）から施行する。 2 この政令は、都市計画法の一部を改正する法律（以下「新令」という。）第六条の規定は、この政令の施行の日以後に決定され、又は変更される都市計画（この政令の施行の際現に都市計画法の規定に基づき決定又は変更の手続を行つている都市計画のうち、この政令の施行前に同法第十七条第一項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告が行われたもの（以下「手続中の都市計画」といふ。）を除く。）で道路に関するものについて適用する。
附 則 (平成一一年一月政令第一〇四号)	手続中の都市計画については、新令第九条及び第十条の規定にかかるわらず、なお従前の例による。
附 則 (平成一一年三月三一日政令第一〇四号)	手続中の都市計画で道路に関するものについては、新令第十二条の規定にかかるわらず、なお従前の例による。
附 則 (平成一二年四月一日政令第二〇四号)	この政令は、平成十一年四月一日から施行す
附 則 (平成一一年六月二三日政令第二〇四号)	る。
第 一 条	この政令は、平成十一年七月一日から施行する。
第 一 条	この政令は、平成十二年四月一日から施行する。
附 則 (平成一二年三月三一日政令第一九三号) 抄	（施行期日） 第一条 この政令は、平成十二年三月二十一日から施行する。
附 則 (平成一二年三月三一日政令第一九三号) 抄	（施行期日） 第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。
附 則 (平成一二年六月七日政令第三二号) 抄	（施行期日） 第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。
附 則 (平成一三年三月三〇日政令第九八号) 抄	（施行期日） 1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。
第 一 条	この政令は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（以下「改正法」とい
第 一 条	る。この政令は、平成十一年四月一日から施行す
第 一 条	る。
第 一 条	この政令は、平成十二年四月一日から施行する。
第 一 条	この政令は、平成十三年四月一日から施行する。
附 則 (平成一四年三月二五日政令第六四九号) 抄	（施行期日） 第一条 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。
附 則 (平成一四年五月三一日政令第一九一号) 抄	（施行期日） 第一条 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。
附 則 (平成一四年一月七日政令第三二九号) 抄	（施行期日） 第一条 この政令は、平成十四年六月一日から施行する。
第 三 条	この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

		附 則 (平成一四年一月一三日政令第三 三三号) 抄	附 則 (平成一五年八月八日政令第三 六号) 抄
(施行期日)	(施行期日)	第一条 この政令は、建築基準法等の一部を改正する法律の施行の日 (平成十五年一月一日) から施行する。(罰則に関する経過措置)	第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第十四条から第三十八条までの規定の適用については、なお従前の例による。
第一条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第十四条から第三十八条までの規定の適用については、なお従前の例による。	附 則 (平成一五年二月五日政令第三 四号) 抄	附 則 (平成一五年九月二五日政令第四 四三号) 抄
(施行期日)	(施行期日)	第一条 この政令は、自然公園法の一部を改正する法律の施行の日 (平成十五年四月一日) から施行する。	第一条 この政令は、法第三条の規定の施行の日 (平成十五年十月二日) から施行する。
第一条 この政令は、平成十五年十月一日から施行する。	第一条 この政令は、平成十五年十月一日から施行する。	附 則 (平成一五年六月二七日政令第二 九三号) 抄	附 則 (平成一五年九月二五日政令第四 七六号) 抄
(施行期日)	(施行期日)	第一条 この政令は、平成十五年十月一日から施行する。	第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第八条及び第九条の規定(それぞれ「同項第十四号」を「同項第十六号」に改める部分に限る)は、平成十七年四月一日から施行する。
附 則 (平成一五年七月二四日政令第三 二九号) 抄	附 則 (平成一五年六月二七日政令第二 九六号) 抄	附 則 (平成一五年十一月一七日政令第五 五二三号) 抄	附 則 (平成一五年一二月五日政令第四 八九号) 抄
(施行期日)	(施行期日)	第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第十八条から第四十一条まで、第四十三条及び第四十四条の規定は、平成十六年四月一日から施行する。(罰則に関する経過措置)	第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第十八条から第四十一条まで、第四十三条及び第四十四条の規定は、平成十六年四月一日から施行する。
第一条 この政令は、平成十五年十月一日から施行する。	第一条 この政令は、平成十五年十月一日から施行する。	附 則 (平成一五年一二月一七日政令第五 三九六号) 抄	附 則 (平成一五年一二月一五日政令第六 〇号) 抄
(施行期日)	(施行期日)	第一条 この政令は、密集中市街地における防災街区の整備の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日 (平成十五年十一月十九日) から施行する。(罰則に関する経過措置)	第一条 この政令は、機構の成立の時から施行する。
第一条 この政令は、平成十五年十月一日から施行する。	第一条 この政令は、機構の成立の時から施行する。	附 則 (平成一六年一二月一五日政令第一 八一号) 抄	附 則 (平成一六年五月二六日政令第一 九号) 抄
(施行期日)	(施行期日)	第一条 この政令は、都市緑地保全法等の一部を改正する法律 (以下「改正法」という。) の施行の日 (平成十六年十一月十七日。以下「施行日」という。) から施行する。(処分、手続等の効力に関する経過措置)	第一条 この政令は、施行日 (平成十七年十月一日) から施行する。
第一条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	第一条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	附 則 (平成一五年一二月二五日政令第二 五五五号) 抄	附 則 (平成一七年六月二十四日政令第二 三四六号) 抄
(施行期日)	(施行期日)	第一条 この政令は、法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日 (平成十六年二月二十九日) から施行する。	第一条 この政令は、施行日 (平成十七年十月一日) から施行する。
附 則 (平成一五年八月八日政令第三 四号) 抄	附 則 (平成一五年一二月二五日政令第二 五五五号) 抄	附 則 (平成一八年七月一四日政令第二 三五号) 抄	附 則 (平成一八年七月一四日政令第二 三四六号) 抄
(施行期日)	(施行期日)	第一条 この政令は、法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日 (平成十六年二月二十九日) から施行する。	第一条 この政令は、施行日 (平成十八年四月一日) から施行する。
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第五条から第十一条までの規定並びに附則第七条から第十二条までの規定について、平成十六年三月一日から施行する。三十一条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。	第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第九条から第三十六条までの規定について、平成十六年三月一日から施行する。	第一条 この政令は、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法及び石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部を改正する法律の施行の日 (平成十八年七月二十日) から施行する。	第一条 この政令は、景観法附則(ただし書に規定する規定期の施行の日 (平成十七年六月一日) )から施行する。
附 則 (平成一五年一二月二五日政令第三 五六六号) 抄	附 則 (平成一七年五月二五日政令第一 八二号) 抄	附 則 (平成一八年七月一四日政令第二 七六号) 抄	附 則 (平成一八年九月二二日政令第三 一〇号) 抄
(施行期日)	(施行期日)	第一条 この政令は、道路運送法等の一部を改正する法律の施行の日 (平成十八年十月一日) から施行する。	第一条 この政令は、景観法の施行の日 (平成十八年九月二二日) から施行する。

1 この政令は、宅地造成等規制法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十八年九月三十日）から施行する。	附 則（平成一八年一月六日政令第三号）抄	（施行期日）
この政令は、都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年十一月三十日）から施行する。	附 則（平成一八年一月二九日政令第三十七号）抄	（施行期日）
（施行期日）	第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。	1 この政令は、公布の日から施行する。
（都市計画法施行令の一部改正に伴う経過措置）	第四条 施行日前に都市計画法第二十九条又は第三十五条の二の規定によりされた許可の申請であつて、この政令の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものに係る許可の基準に関する技術的細目については、第二条の規定による改正後の都市計画法施行令第二十八条第四号及び第七号の規定にかかわらず、なお従前の例による。	附 則（平成二三年二月一五四日政令第一三号）抄
（施行期日）	第一条 この政令は、平成十九年十月一日から施行する。（罰則に関する経過措置）	（施行期日）
（施行期日）	第一条 この政令は、平成十九年十月一日から施行する。	第一条 この政令は、自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。
（施行期日）	第五条 抄	附 則（平成二三年三月三一日政令第八九号）抄
（施行期日）	第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第一条及び第三条の規定は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規則に掲げる規定の施行の日から、第四条及び第五条の規定は同法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。	（施行期日）
（施行期日）	第六条 抄	附 則（平成二三年五月二日政令第一一九号）抄
（施行期日）	第一条 この政令は、平成二十三年十月一日から施行する。	第一条 この政令は、地方自治法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年八月一日）から施行する。
（施行期日）	附 則（平成一九年八月三日政令第二五号）抄	（施行期日）
（施行期日）	第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第一項及び第十八条の改正規定を除く。）、第十四条、第十五条、第十八条、第十九条（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令第五十九条の改正規定に限る。）、第二十条から第二十二条まで、第二十三条（景観法施行令第六条第一号の改正規定に限る。）、第二十五条及び第二十七条の規定並びに次条及び附則第三条の規定は、平成二十四年四月一日から施行する。	附 則（平成二三年八月三〇日政令第一六六号）抄
（施行期日）	附 則（平成一九年九月二〇日政令第二九二号）抄	（施行期日）
（施行期日）	第一条 この政令は、公布の日から施行する。	第一条 この政令は、道路法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年五月三十日）から施行する。
（施行期日）	附 則（平成一九年九月二十五日政令第三〇四号）抄	（施行期日）
（施行期日）	第一条 この政令は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号。以下「放送法等改正法」という。）の施行の日（平成二十三年六月三十日。以下「施行日」という。）から施行する。（罰則に関する経過措置）	附 則（平成二三年六月二十四日政令第一八一号）抄
（施行期日）	第一条 この政令は、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（以下「平成二十四年改正法」という。）の施行の日（平成二十四年十月一日）から施行する。	（施行期日）
（施行期日）	附 則（平成二四年七月二十五日政令第二二三号）抄	（施行期日）
（施行期日）	第一条 この政令は、公布の日から施行する。	第一条 この政令は、平成二七年一月二六日政令第三六九号）抄
（施行期日）	附 則（平成二五年七月二六日政令第二三七号）抄	（施行期日）
（施行期日）	第一条 この政令は、法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十五年八月二十日）から施行する。	第一条 この政令は、行政不服審査法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。（経過措置の原則）
（施行期日）	附 則（平成二〇年六月一八日政令第一九七号）抄	（施行期日）
（施行期日）	第一条 この政令は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年十一月二十六日）から施行する。	第一条 この政令は、石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年七月七日）から施行する。
（施行期日）	附 則（平成二〇年一〇月三一日政令第三三八号）抄	（施行期日）
（施行期日）	第一条 この政令は、公布の日から施行する。	第一条 この政令は、都市再生特別措置法等の一部を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年六月三十日）から施行する。
（施行期日）	附 則（平成二六年六月二十五日政令第二五号）抄	（施行期日）
（施行期日）	第一条 この政令は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。	第一条 この政令は、道路法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年五月三十日）から施行する。
（施行期日）	附 則（平成二六年七月二日政令第二二一号）抄	（施行期日）
（施行期日）	第一条 この政令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年八月一日）から施行する。	第一条 この政令は、道路法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年六月三十日）から施行する。
（施行期日）	附 則（平成二六年六月二五日政令第二二二号）抄	（施行期日）
（施行期日）	第一条 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。	第一条 この政令は、平成二七年三月一八日政令第七九号）抄
（施行期日）	附 則（平成二七年五月七日政令第二二四号）抄	（施行期日）
（施行期日）	第一条 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。	第一条 この政令は、平成二七年五月三〇日政令第三〇二号）抄
（施行期日）	附 則（平成二七年九月三〇日政令第二二五号）抄	（施行期日）
（施行期日）	第一条 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。	第一条 この政令は、平成二七年五月七日政令第二二四号）抄
（施行期日）	附 則（平成二四年七月二五日政令第二二三号）抄	（施行期日）
（施行期日）	第一条 この政令は、公布の日から施行する。	第一条 この政令は、平成二七年一月二六日政令第三三九二号）抄
（施行期日）	附 則（平成二五年八月一九日政令第二三七号）抄	（施行期日）
（施行期日）	第一条 この政令は、法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十五年八月二十日）から施行する。	第一条 この政令は、行政不服審査法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。（経過措置の原則）
（施行期日）	附 則（平成二三年七月一日政令第二二二号）抄	（施行期日）
（施行期日）	第一条 この政令は、公布の日から施行する。	第一条 この政令は、平成二七年一月二六日政令第三三九二号）抄

に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

**附 則** (平成二十八年一月二二日政令第一号) 抄

(施行期日)  
この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

**附 則** (平成二八年二月一七日政令第四号) 抄

(施行期日)  
この政令は、改正法施行日 (平成二十八年四月一日) から施行する。

**附 則** (平成二八年三月二十五日政令第七号) 抄

(施行期日)  
この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

**附 則** (平成二八年三月三一日政令第一号) 抄

(施行期日)  
この政令は、平成二十八年三月三十一日から施行する。

**附 則** (平成二八年二月二六日政令第三九二号) 抄

(施行期日)  
この政令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成二九年三月二三日政令第四〇号) 抄

(施行期日)  
この政令は、平成二十九年三月三十一日から施行する。

**附 則** (平成二八年三月三一日政令第一八号) 抄

(施行期日)  
この政令は、平成二十八年三月三十一日から施行する。

**附 則** (平成二九年二月二六日政令第四一號) 抄

(施行期日)  
この政令は、平成二九年二月二六日から施行する。

**附 則** (平成二九年三月三一日政令第一八二号) 抄

(施行期日)  
この政令は、平成二九年三月三十一日から施行する。

**附 則** (平成二九年三月三一日政令第一八三号) 抄

(施行期日)  
この政令は、平成二九年三月三十一日から施行する。

**附 則** (平成二九年三月三一日政令第一八四号) 抄

(施行期日)  
この政令は、平成二九年三月三十一日から施行する。

**附 則** (平成二九年三月三一日政令第一八五号) 抄

(施行期日)  
この政令は、平成二九年三月三十一日から施行する。

**附 則** (平成二九年三月三一日政令第一八六号) 抄

(施行期日)  
この政令は、平成二九年三月三十一日から施行する。

法施行令第一条第一項第三号及び第二十一条第一項第三号の一部を改正する等の法律 (平成二十七年法律第四十七号) 附則第十八条第一項に規定する指定旧供給地点小売供給を行う事業を除く。) とする。

**附 則** (平成二九年六月一四日政令第一五六号) 抄

(施行期日)  
この政令は、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日 (平成二十九年六月十五日) から施行する。ただし、第一条の規定、第二条中都市公園法施行令第十条を同令第十条の二とし、同令第二章中同条の前に「一条を加える改正規定並びに第五条から第十六条まで及び第十八条から第二十二条までの規定は、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日 (平成三十一年四月一日) から施行する。

**附 則** (平成二九年一月一五日政令第一二八〇号) 抄

(施行期日)  
この政令は、法の施行の日から施行する。

**附 則** (平成三十一年一〇月一七日政令第一二九三号) 抄

(施行期日)  
この政令は、改正法附則第一条第十四条並びに次条の規定は、改正法附則第一条第十三条に掲げる規定の施行の日 (令和二年六月二十一日) から施行する。

**附 則** (平成三十一年一月九日政令第一二九一号) 抄

(施行期日)  
この政令は、法の施行の日から施行する。

**附 則** (令和三年一二月八日政令第三二五号) 抄

(施行期日)  
この政令は、道路法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日 (令和四年四月一日) から施行する。

**附 則** (令和四年二月二日政令第三二七号) 抄

(施行期日)  
この政令は、令和四年四月一日から施行する。

**附 則** (令和五年七月一四日政令第二四一号) 抄

(施行期日)  
この政令は、令和六年四月一日から施行する。

**附 則** (令和五年九月一三日政令第二二八号) 抄

(施行期日)  
この政令は、令和六年四月一日から施行する。

**附 則** (令和五年九月一三日政令第二二九号) 抄

(施行期日)  
この政令は、令和六年四月一日から施行する。

**附 則** (令和五年九月一三日政令第二二九三号) 抄

(施行期日)  
この政令は、令和六年四月一日から施行する。

**附 則** (令和五年九月一三日政令第二二九四号) 抄

(施行期日)  
この政令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日 (令和元年七月一日) から施行する。

**附 則** (令和元年六月二八日政令第四四二号) 抄

(施行期日)  
この政令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日 (令和二年九月七日) から施行する。

**附 則** (令和二年一月二七日政令第三三七号) 抄

(施行期日)  
この政令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律 (令和二年法律第四十三号) 附則第一条のただし書に規定する規定の施行の日 (令和四年四月一日) から施行する。

**附 則** (令和三年七月一四日政令第二二五号) 抄

(施行期日)  
この政令は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日 (令和三年七月十五日) から施行する。

**附 則** (令和三年一二月九日政令第二二九七号) 抄

(施行期日)  
この政令は、令和四年四月一日から施行する。

**附 則** (令和三年一二月八日政令第三二五号) 抄

(施行期日)  
この政令は、令和四年四月一日から施行する。

**附 則** (令和四年二月二日政令第三二七号) 抄

(施行期日)  
この政令は、令和四年四月一日から施行する。

**附 則** (令和五年七月一四日政令第二四一号) 抄

(施行期日)  
この政令は、令和六年四月一日から施行する。

**附 則** (令和五年九月一三日政令第二二八号) 抄

(施行期日)  
この政令は、令和六年四月一日から施行する。

**附 則** (令和五年九月一三日政令第二二九三号) 抄

(施行期日)  
この政令は、令和六年四月一日から施行する。

**附 則** (令和五年九月一三日政令第二二九四号) 抄

(施行期日)  
この政令は、令和六年四月一日から施行する。

**附 則** (令和五年九月一三日政令第二二九五号) 抄

(施行期日)  
この政令は、令和六年四月一日から施行する。

**附 則** (令和五年九月一三日政令第二二九六号) 抄

(施行期日)  
この政令は、令和六年四月一日から施行する。

**附 則** (令和五年九月一三日政令第二二九七号) 抄

(施行期日)  
この政令は、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行の日 (令和六年四月一日) から施行する。